



29文科高第350号
平成29年7月13日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長（大学院大学を除く）
殿

文部科学省高等教育局長
義本博司

(印影印刷)

「大学入学共通テスト実施方針」について（通知）

高大接続改革については、「教育再生実行会議第四次提言（平成25年10月）」、「中教審答申（平成26年12月）」を踏まえ、「高大接続改革実行プラン（平成27年1月）」が策定され、これに基づき、「高大接続システム改革会議」において最終報告（平成28年3月）がまとめられました。文部科学省ではこの最終報告を踏まえ、高大接続改革の着実な実現に向けて、検討・準備グループ等の会議において具体的な検討を進め、別紙の「大学入学共通テスト実施方針」を策定しましたので、お知らせいたします。

平成31年度初頭目途に発出予定の実施大綱は、本実施方針を踏まえた内容となる予定ですので、あらかじめお知らせします。各国公私立大学におかれては、平成32年度以降に実施する大学入学者選抜において課す大学入学共通テスト及び個別学力検査の教科・科目の設定、入学志願者の受験準備へ配慮した予告等に遺漏なくお取り計らい願います。

また、高等学校（中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。以下同じ。）を設置する国立大学にあつては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあつては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

【本件担当】
高等教育局大学振興課入試第三係 飯塚、石川
TEL：03-5253-4111（内線4905）
E-mail：gaknyusi@mext.go.jp

大学入学共通テスト実施方針

1. 名称

大学入試センター試験に代わるテストの名称は、「大学入学共通テスト」（以下「共通テスト」という。）とする。

2. 目的

共通テストは、大学入学希望者を対象に、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的とする。このため、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、思考力・判断力・表現力を中心に評価を行うものとする。

3. 実施主体

共通テストは利用大学が共同して実施する性格のものであることを前提に、大学入試センター（以下「センター」という。）が問題の作成、採点その他一括して処理することが適当な業務等を行う。

4. 実施開始年度

平成32年度（平成33年度入学者選抜）

※ 次期学習指導要領に基づくテストとして実施することとなる平成36年度以降の方針については、平成33年度を目途に策定・公表予定。

5. 出題教科・科目等

- 共通テストの出題教科・科目等は、別表1のとおりとする。
 - ※ 次期学習指導要領において高等学校の教科・科目が抜本的に見直される予定であることを踏まえ、平成36年度以降は教科・科目の簡素化を含めた見直しを図る。

- 「国語」、「数学Ⅰ」、「数学Ⅰ・数学A」については、8.で見直しを行うマークシート式問題に加え、記述式問題を出題する。
 - ※ 次期学習指導要領に基づくテストとして実施することとなる平成36年度以降、地理歴史・公民分野や理科分野等でも記述式問題を導入する方向で検討を進める。

6. 記述式問題の実施方法等

(1) 国語

①出題の範囲

記述式問題の出題範囲は、「国語総合」（古文・漢文を除く。）の内容とする。

②評価すべき能力・問題類型等

多様な文章や図表などをもとに、複数の情報を統合し構造化して考えをまとめたり、その過程や結果について、相手が正確に理解できるよう根拠に基づいて論述したりする思考力・判断力・表現力を評価する。

設問において一定の条件を設定し、それを踏まえ結論や結論に至るプロセス等を解答させる条件付記述式とし、特に「論理（情報と情報の関係性）の吟味・構築」や「情報を編集して文章にまとめること」に関わる能力の評価を重視する。

③出題・採点方法

- 記述式問題の作問、出題、採点はセンターにおいて行う。
 - 多数の受検者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する。
 - センターが記述式問題の採点結果をマークシート式問題の成績とともに大学に提供し、各大学においてその結果を活用する。
- ※ センターが共通テストにおいて作問、出題、採点する記述式問題とは別に、各大学が個別選抜において一定の期日に出題・採点に利用することができるようセンターが大学の求めに応じ記述式問題及び採点基準を提供する方式の導入も検討する。

(2) 数学

①出題の範囲

記述式問題の出題科目は、「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」とし、出題範囲は「数学Ⅰ」の内容とする。

②評価すべき能力・問題類型等

図表やグラフ・文章などを用いて考えたことを数式などで表したり、問題解決の方略などを正しく書き表したりする力などを評価する。

特に、「数学を活用した問題解決に向けて構想・見通しを立てること」に関わる能力の評価を重視する。

③出題・採点方法

- 記述式問題の作問、出題、採点はセンターにおいて行う。
- 多数の受検者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する。

- センターが記述式問題の採点結果をマークシート式問題の成績とともに大学に提供し、各大学においてその結果を活用する。

7. 英語の4技能評価

- 高等学校学習指導要領における英語教育の抜本改革を踏まえ、大学入学者選抜においても、「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を適切に評価するため、共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用する。

- 具体的には、以下の方法により実施する。

- ① 資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものをセンターが認定し(以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という。)、その試験結果及びCEFR(※)の段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。

このような方式をとることにより、学習指導要領との整合性、実施場所の確保、セキュリティや信頼性等を担保するとともに、認定に当たり、各資格・検定試験実施団体に対し、共通テスト受検者の認定試験検定料の負担軽減方策や障害のある受検者のための環境整備策を講じることなどを求める。

また、認定試験を活用する場合は、受検者の負担に配慮して、できるだけ多くの種類の認定試験を対象として活用するよう各大学に求める。

※ CEFR…(Common European Framework of Reference for Languages : Learning, teaching, assessment)の略称。外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠。

- ② 国は、活用の参考となるよう、CEFRの段階別成績表示による対照表を提示する。
- ③ センターは、受検者の負担、高等学校教育への影響等を考慮し、高校3年の4月～12月の間の2回までの試験結果を各大学に送付することとする。
- ④ 共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。
- ⑤ 各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語4技能を総合的に評価するよう努める。

- なお、認定試験では対応できない受検者への対応のための共通テストの英語試験の実施については、別途検討する。

8. マークシート式問題の見直し

- 思考力・判断力・表現力を一層重視した作問への見直し
次期学習指導要領の方向性を踏まえ、各教科・科目の特質に応じ、より思考力・判断力・表現力を重視した作問となるよう見直しを図る。

9. 結果の表示

(1) マークシート式問題

各大学において、入学者受入れ方針に応じたきめ細かい選抜に活用できるよう、大学のニーズも踏まえつつ、現行の大学入試センター試験よりも詳細な情報を大学に提供する。

提供する情報の内容については、以下の事項を含め、今後、プレテスト等の状況も踏まえつつ検討し、平成29年度中に結論を得る。

- ・ 設問、領域、分野ごとの成績
- ・ 全受検者の中での当該受検者の成績を表す段階別表示

(2) 記述式問題

設問ごとに設定した正答の条件（形式面・内容面）への適合性を判定し、その結果を段階別で表すことなどについて検討する。

結果の表示の仕方については、国語、数学の科目特性や試験問題の構成の在り方も踏まえ、プレテスト等を通じて明確化する。

※ 上記（1）（2）に関し、大学が指定した教科・科目については、全ての問の結果の活用を求める。

10. 実施期日等

- 共通テストの実施期日は、1月中旬の2日間とする。
- マークシート式問題と国語、数学の記述式問題は同一日程で、当該教科の試験時間内に実施する。
- 成績提供時期については、現行の1月末から2月初旬頃の設定から、記述式問題のプレテスト等を踏まえ、1週間程度遅らせる方向で検討する。

11. その他

- 出題教科・科目の試験時間、実施期日・成績提供時期、実施上の配慮事項（試験場の割当て、障害等のある受検者に対する配慮、再試験・追試験の実施）、実施方法等に関する要項（時間割、検定料、成績の本人への通知等）の具体的な取扱いについては、プレテストの結果等を通じて引き続き検討し、今後、実施大綱（平成31年

度初頭目途に策定・公表予定)のほか、適切な時期に順次公表する。

なお、共通テストの検定料については、英語の資格・検定試験を活用することも踏まえ、受検者の経済的負担に配慮して所要の検討を行う。

障害のある受検者に対しては、引き続き合理的な配慮を行う。

○ プレテストの実施内容と今後のスケジュールは別表2のとおり。

なお、プレテストを通じて共通テストにおける試験問題の検討を行い、その検討結果を公表する。

※ CBTの導入については、引き続きセンターにおいて、導入に向けた調査・検証を行う。平成29年度については、問題素案の集積方法の検討及び集積等を行う。

この成果も踏まえ、平成36年度以降の複数回実施の実現可能性を検討する。

別表1 出題教科・科目

教科等	出題科目	出題方法等	備考
国語	『国語』	「国語総合」の全ての内容を出題範囲とする。	『国語』の出題には記述式問題を含む(古文、漢文を除く。)
地理歴史	「世界史A」 「世界史B」 「日本史A」 「日本史B」 「地理A」 「地理B」	左記の6科目は、それぞれの科目の全ての内容を出題範囲とする。	
公民	「現代社会」 「倫理」 「政治・経済」 『倫理, 政治・経済』	「現代社会」、「倫理」及び「政治・経済」はそれぞれの科目の全ての内容を出題範囲とする。 『倫理, 政治・経済』は、「倫理」と「政治・経済」を総合した出題範囲とする。	
数学	「数学Ⅰ」 『数学Ⅰ・数学A』 「数学Ⅱ」 『数学Ⅱ・数学B』	「数学Ⅰ」「数学Ⅱ」は、それぞれの科目の全ての内容を出題範囲とする。 『数学Ⅰ・数学A』は、「数学Ⅰ」と「数学A」を総合した出題範囲とする。 ただし、「数学A」については、「場合の数と確率」「整数の性質」「図形の性質」の3項目の内容のうち2項目以上を学習した者に対応した出題とし、問題を選択解答させる。 『数学Ⅱ・数学B』は、「数学Ⅱ」と「数学B」を総合した出題範囲とする。 ただし、「数学B」については、「数列」「ベクトル」「確率分布と統計的な推測」の3項目の内容のうち2項目以上を学習した者に対応した出題とし、問題を選択解答させる。	「数学Ⅰ」及び『数学Ⅰ・数学A』の出題には記述式問題を含む。「数学Ⅰ」・『数学Ⅰ・数学A』の記述式問題の出題範囲は、「数学Ⅰ」とする。
理科	「物理基礎」 「化学基礎」 「生物基礎」 「地学基礎」 「物理」 「化学」	左記の8科目は、それぞれの科目の全ての内容を出題範囲とする。	

	「生物」 「地学」		
外国語	『英語』 『ドイツ語』 『フランス語』 『中国語』 『韓国語』	『英語』は、「コミュニケーション英語Ⅰ」「コミュニケーション英語Ⅱ」及び「英語表現Ⅰ」を出題範囲とする。 『英語』以外の外国語科目は、英語(リスニングを除く。)に準ずる。	『英語』はリスニングを含む。
専門学科に関する科目	『簿記・会計』 『情報関係基礎』	『簿記・会計』は、「簿記」及び「財務会計Ⅰ」を総合した出題範囲とし、「財務会計Ⅰ」については、株式会社の会計の基礎的事項を含め、「財務会計の基礎」を出題範囲とする。 『情報関係基礎』は、専門教育を主とする農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報及び福祉の8教科に設定されている情報に関する基礎的科目を出題範囲とする。	

(注1) 「 」 『 』 内記載のものを1出題科目とする。

(注2) 「 」 で記載されている科目は、高等学校学習指導要領上設定されている科目を表し、
『 』 はそれ以外の科目を表す。

大学入学共通テスト実施方針策定に当たっての考え方

- 大学入試センター試験に代わる新たなテストの制度設計については、高大接続システム改革会議の「最終報告」を踏まえ、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」検討・準備グループにおいて、検討を進めてきたところ。
- このたび、検討・準備グループにおける議論等を踏まえ、大学入学共通テストの実施方針を取りまとめた。各項目についての考え方等は以下のとおり。

1. 名称

大学入試センター試験に代わるテストの名称は、「大学入学共通テスト」（以下「共通テスト」という。）とする。

- 大学入試センター試験に代わる新たなテストの名称については、これまで、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」として仮称を用いてきたところであるが、このテストについては、
 - ① 大学入学希望者に求められる共通の学力として、高等学校教育を通じて育まれる学力のうち「知識・技能」を十分有しているかの評価も行いつつ、思考力・判断力・表現力等を中心に評価するものであること、
 - ② 大学入学希望者の高等学校における学習成果を把握し、大学教育へと接続させていくために、利用大学が共同して実施する共通テストであること、などを踏まえた簡素で覚えやすい適切な名称を設定することが必要である。
- このため、大学入学希望者の共通の学力評価という内容面とともに、利用大学が共同実施する共通テストという実施面の双方の性格をより端的に表象するものとして、新たなテストの名称を、「大学入学共通テスト」とする。

2. 目的

共通テストは、大学入学希望者を対象に、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的とする。このため、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能を十分有しているかの評価も行うつつ、思考力・判断力・表現力を中心に評価を行うものとする。

3. 実施主体

共通テストは利用大学が共同して実施する性格のものであることを前提に、大学入試センター（以下「センター」という。）が問題の作成、採点その他一括して処理することが適当な業務等を行う。

4. 実施開始年度

平成32年度（平成33年度入学者選抜）

※ 次期学習指導要領に基づくテストとして実施することとなる平成36年度以降の方針については、平成33年度を目途に策定・公表予定。

<目的>

○ 共通テストの目的については、これまで大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）が担ってきた「高等学校における基礎的な学習の達成の程度」を判定する機能を前提としつつ、高大接続システム改革会議の「最終報告」（平成28年3月。以下「最終報告」という。）を踏まえ、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを明確にする。

あわせて、「最終報告」を踏まえ、高等学校教育を通じて育まれる学力のうち、知識・技能とともに、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を評価するという観点からの位置づけを明確にする。

（参考）中央教育審議会答申（平成28年12月）における知識・技能や思考力・判断力・表現力の関係

○ 知識については、生徒が学習の過程を通して個別の知識を学びながら、そうした新たな知識等が既得の知識等と関連付けながら深く理解され、他の学習や生活の場面でも活用できるような確かな知識として習得されるようにしていくことが重要。

生徒が持つ知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりするための学習が必要。

こうした深い理解を伴う知識の習得は、各教科等の学習において重視される主要な概念の理解や習得につながるもの。

（技能についても同様）

- 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を発揮することを通して、深い理解を伴う知識及び技能が習得され、それにより更に思考力、判断力、表現力等も高まるという相互の関係にあるもの。

<実施主体>

- 実施主体に関し、現行のセンター試験は、法律上、「大学が共同して実施する」ものであり、センターは、この試験に関し「一括して処理することが適当な業務」等を行うものとされている(大学入試センター法第13条第1項)。共通テストにおいても、「最終報告」を踏まえ、その位置づけを引き継ぐこととする。
- 共通テストは、実態上、利用大学が共同して実施するテストであることを十分認識し、テストについては、専門家(例：教科関係、測定論・評価論など)による理論・実践の両面の知見をもとに全体設計(テストデザイン)を行う。
また、テストの実施に際しては、テスト問題作成を担当する大学教員の派遣や実際のテスト実施業務を担当することなど、センターとの緊密な連絡体制のもと、利用大学がそれぞれ責任をもって取り組むものとする。
※ 各大学は、現状でも、試験問題作成に携わる大学教員の派遣、試験場の設定、試験監督者等の選出及び実施方法等の周知、受領試験問題等の保管・管理、試験の実施、答案の整理・返送等の業務について責任を持って行っているところであり、共通テストにおいても、これらの業務を担うこととなる。
- 共通テストは、高等学校教育を通じて育まれた十分な知識・技能を前提として、思考力・判断力・表現力等を重視して評価する作問体制への転換等が必要であることを踏まえ、高等学校関係者や、高等学校教育の実態をよく把握している大学教員等を積極的に作問委員として委嘱するなど、これまでのセンターの作問方針・作問体制の抜本的な見直しを図り機能を強化する。

<実施開始年度>

- 中央教育審議会答申(平成26年12月)、高大接続改革実行プラン(平成27年1月)、最終報告により示されたスケジュールに沿って、実施開始年度を平成32年度とする。
- 本実施方針は現行学習指導要領下におけるテストについてのものであり、次期学習指導要領に基づくテストが実施される平成36年度以降の実施方針については、平成33年度を目途に策定・公表する。

5. 出題教科・科目等

- 共通テストの出題教科・科目等は、別表1のとおりとする。
 - ※ 次期学習指導要領において高等学校の教科・科目が抜本的に見直される予定であることを踏まえ、平成36年度以降は教科・科目の簡素化を含めた見直しを図る。
- 「国語」、「数学Ⅰ」、「数学Ⅰ・数学A」については、「8.で見直しを行うマークシート式問題」に加え、記述式問題を出题する。
 - ※ 次期学習指導要領に基づくテストとして実施することとなる平成36年度以降、地理歴史・公民分野や理科分野等でも記述式問題を導入する方向で検討を進める。

<出題教科・科目>

- 平成32年度から実施される共通テストの出題教科・科目等については、現行学習指導要領の下、別表1のとおりとする。
- 最終報告では、「試験の出題科目数については、思考力・判断力・表現力を構成する諸能力を中心に評価する作問体制への転換が必要であることや、受検者数の状況等も勘案しつつ、できるだけ簡素化する。」ことが示されており、平成36年度以降は、次期学習指導要領で高等学校の教科・科目の構成が抜本的に見直されることを踏まえ、共通テストの教科・科目の簡素化を含めた見直しを図る。

<記述式問題の出题>

- 記述式問題の対象教科・科目については、高等学校学習指導要領で「国語総合」「数学Ⅰ」が共通必修科目として設定されていることを踏まえ、当面、共通テストの「国語」、「数学Ⅰ」、「数学Ⅰ・数学A」において出题する。
- 一方、国語・数学に限らず、地理歴史・公民分野や理科分野等にも記述式問題を導入し、全教科を通じてより主体的、論理的な思考力・判断力・表現力等を一層高めることは重要である。国語・数学では、上述のとおり、「国語総合」「数学Ⅰ」が共通必修科目であることを踏まえ、記述式問題の対象科目を決定したが、地歴公民や理科は、現行学習指導要領では共通必修科目が設定されておらず、現行では、あわせて18の試験科目が実施されている。

このため、国語・数学における記述式問題導入の状況を検証しつつ、歴史総合、地理総合、公共が共通必修科目となる次期学習指導要領に基づくテストとして実施することとなる平成36年度のテストから、地理歴史・公民分野や理科分野等でも記述式問題を導入する方向で検討を進める。

6. 記述式問題の実施方法等

(1) 国語

①出題の範囲

記述式問題の出題範囲は、「国語総合」（古文・漢文を除く。）の内容とする。

②評価すべき能力・問題類型等

多様な文章や図表などをもとに、複数の情報を統合し構造化して考えをまとめたり、その過程や結果について、相手が正確に理解できるよう根拠に基づいて論述したりする思考力・判断力・表現力を評価する。

設問において一定の条件を設定し、それを踏まえ結論や結論に至るプロセス等を解答させる条件付記述式とし、特に「論理（情報と情報の関係性）の吟味・構築」や「情報を編集して文章にまとめること」に関わる能力の評価を重視する。

③出題・採点方法

- 記述式問題の作問、出題、採点はセンターにおいて行う。
 - 多数の受検者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する。
 - センターが記述式問題の採点結果をマークシート式問題の成績とともに大学に提供し、各大学においてその結果を活用する。
- ※ センターが共通テストにおいて作問、出題、採点する記述式問題とは別に、各大学が個別選抜において一定の期日に出題・採点に利用することができるようセンターが大学の求めに応じ記述式問題及び採点基準を提供する方式の導入も検討する。

<記述式問題の導入意義>

- 大学入学者選抜においては、高等学校学習指導要領に基づき育成された資質・能力をよりの確に評価する必要がある、このことは高等学校教育の改革充実という観点からも重要である。特に、現行の高等学校学習指導要領が、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むため国語をはじめとする全教科等において「言語活動」（例：説明、論述、討論等）を充実することを定めていることを考慮する必要がある。
- 高大接続改革を国公私を通じて推進するため、国公私立大学の参画の下、共通テストにおいて、言語活動を通じて育成された資質・能力を的確に評価することが重要である。特に記述式問題を導入し、より多くの受検者に課すことで、高等学校に対し、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を促していく大きなメッセージになる。

- あわせて、最終報告では、各大学の個別選抜においても記述式問題の導入が求められている。各大学の個別選抜においては、共通テストの積極的な活用を図るとともに、高等学校学習指導要領を踏まえ、論理的な思考力・判断力・表現力等を適切に評価するため、例えば、国語を中心として、複数の素材を編集するなどとして、自らの考えを立論し、それを表現するプロセスを評価できる記述式問題を課すなど、作問の改善等を図ることが重要である。
- 共通テストと個別選抜の双方において、それぞれの特質を踏まえながら、記述式問題の充実を図り、言語活動を通して身に付いた資質・能力を的確に評価することにより、高等学校教育・大学教育の改革充実により大きな好影響を与えることが期待できる。

<検討経緯>

- 記述式問題については、教科専門家やテスト理論の専門家等の協力を得て、作問方法と採点方法に関する各検討チームを設け、作問の構造化や採点方法の在り方等について具体化を進めた。
- 記述式問題の実施期日を含む全体の制度設計については、昨年8月、記述式問題の導入意義、評価すべき能力や作問の構造、採点の方法・体制等を全体として考慮した上で、1月に実施しセンターが採点する案、12月に実施しセンターが採点する案、1月に実施しセンターがデータを処理し、それを踏まえて各大学が採点する案の三つの案を提示した。
- このうち、各大学が採点を行う案については、限られた期間の中で実施でき、作問内容の柔軟な設定が可能となるなどの点で優れた選択肢である一方、大学の負担・体制や私立大学の入試日程、個別選抜との関係等も考慮し、多くの大学が共通テストの記述式問題を活用できるようにするため、①センターが解答の形式面を確認し、各大学が採点する（パターン1）、②センターが段階別評価まで採点を行い、各大学で確認する（パターン2）の2つに整理し、平成28年11月に関係団体に提示した。
- これを受け、国立大学協会の「大学入学者選抜試験における記述式問題出題に関する国立大学協会としての考え方」（平成28年12月）では、すべての国立大学受検者に、個別試験で論理的思考力・判断力・表現力等を評価する高度な記述式試験を課すことを目指すこと、パターン2を、具体的な問題例と採点基準等を今後十分に吟味した上で5教科7科目の中の国語において、国立大学の一般入試の全受検

者に課す方向で検討すること、パターン1を、各大学の個別試験問題として活用することができるよう、各大学の求めに応じて大学入試センターが提供する方向で検討すること、などの考えが示された。

また、日本私立大学団体連合会の「「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の検討状況に関する意見」（平成28年10月）では、記述式問題を大学が採点する案について、日程や体制の問題から実質的に不可能であり、採点の統一性の観点からセンターが責任をもって行うことが必要とされた。

- パターン2については、2回にわたるセンターのモニター調査（フィージビリティ検証）を通して、大規模共通かつ一斉の選抜試験を想定した記述式問題のモデル問題の作成及び公表に向け、条件設定や採点基準、試験時間等の検証を行った。

モデル問題案は、以下の要件を満たすものとした。

- ア. 後述の＜評価すべき能力・問題類型等＞で示す評価すべき能力測定が可能な問題であること
- イ. 短期間での採点が可能な問題であること
- ウ. 選抜試験であることから、客観性・公平性を確保した採点が可能な問題であること
- エ. 一定の時間内で解答が可能な問題であること

モニター調査を通じ、受検者が思考・判断・表現を求められる具体的な場面を、条件として適切に設定することにより解答パターンがある程度限定され、短期間での客観性・公平性を確保した採点（*）が見込めること、国語全体の試験時間は100分程度で収まることなど、上記ア～エの要件等について確認することができた。今後、平成29年度に5万人規模の大規模なプレテストを実施する予定であり、上記の検証項目や採点期間等について更に検証していく。

*国語で評価すべき能力を踏まえ出題した記述式問題の答案について、今回の調査では数百人規模の実施であったが、①80～120字で表現することなど文字数も含め、受検者が思考・判断・表現を求められる具体的な場面を条件として適切に設定すること、②採点者が方針を共有しやすいよう採点基準を明確にすること、③採点者が上位判定者に協議し採点の信頼性を確保する多層的な採点体制をとることなどが、採点の精度を担保するための重要なポイントとなることが確認された。今後、モニター調査の更なる分析を進めるとともに、平成29年11月予定の大規模プレテスト（5万人）を通じて、こうした条件設定や採点基準、採点体制に加えて、採点の検収や自己採点の在り方等についても更に検証していく。

<出題の範囲>

当面、高等学校で共通必修科目として設定され、記述式問題導入の意義が大きい「国語総合」で導入する。

※古文・漢文の原文の内容を把握したり解釈したりする出題は除く。

<評価すべき能力・問題類型等>

- 多様な文章とともに、図表などを含めて、複数の情報を統合し構造化して考えをまとめたり、その過程や結果について、相手が正確に理解できるよう根拠に基づいて論述したりする思考力・判断力・表現力等を評価する。

- 最終報告において、学力の3要素を踏まえつつ、大学における学修や社会生活において必要となる問題発見・解決の能力等の諸能力を有しているかどうかを評価することが一層重要であるとして、共通テストでは、特に、
 - (1) 内容に関する十分な知識と本質的な理解を基に問題を主体的に発見・定義し、
 - (2) 様々な情報を統合し構造化しながら問題解決に向けて主体的に思考・判断し、
 - (3) そのプロセスや結果について主体的に表現したり実行したりするために必要な諸能力をいかに適切に評価するかを重視すべき。という観点から作問を行うことが示された。

- また、中教審において検討された言語能力を構成する資質・能力が働く思考の過程では、「テキスト（情報）の理解」と「文章や発話による表現」を柱に、以下のように整理している。
 - ・「テキスト（情報）の理解」（構造と内容の把握、精査・解釈、考えの形成の過程を経る）
 - ・「文章や発話による表現」（思考から表現への思考の過程で、内容・テーマの検討、構成・表現形式の検討、考えの形成・深化、推こう、表現の過程を経る）

- このことを踏まえ、過去の大学入学者選抜の問題や高校入試問題を分類すると、おおむね以下のとおりである。
 - (1) 「テキストの部分の内容や解釈」（テキストの部分把握、精査・解釈して解答する問題）
 - (2) 「テキストの全体の内容や解釈」（テキストの全体把握、精査・解釈して解答する問題）
 - (3) 「テキストの精査・解釈に基づく考えの形成」（テキストを基に、考えを文章化する問題）

(4)「テキストの精査・解釈を踏まえた自分の考えの形成」(テキストを踏まえて発展させた自分の考えを解答する問題(解答の自由度の高い記述式問題))

作問検討チームでは、これらの分析を踏まえ、大規模共通試験の実現可能性等も含め検討を行い、共通テストの記述式問題として、(1)(2)だけでなく、(3)について条件付記述式として出題することとした。

なお、(4)については、解答の自由度が高いことから個別選抜になじみやすい問題であり、個別選抜において出題することが望ましいとされた。

- 素材選定の工夫の例としては、次のようなものが考えられる。
 - ・ 論理的な内容を題材にした説明、論説等
 - ・ 新聞記事・社説、会議等の記録、実務的な文章(取扱説明書、報告書、提案書等)、契約書や法令の条文、公文書等
 - ・ 統計資料(図表・グラフ等)を用いた説明等

<出題・採点方法>

- センターにおいて、作問、出題、採点を行う問題については、例えば、文字数80～120字程度の問題を含め3問程度とする、マークシート式問題と記述式問題の大問は分けて出題し、試験時間はマークシート式と合わせて100分程度とすることを想定している。
- 採点方法については、答案を読み取り装置で画像データ化し、採点者が受検者個人を特定できる情報を見えなくする処理を施した上で採点する仕組みを想定している。採点については、処理能力や信頼性、実績を有する民間事業者を活用する。
- また、国立大学協会が個別試験で「高度な記述式」を課すことを目指す方針で合意する一方、センターが作問した記述式問題を各大学の個別試験問題として活用する方法の検討が求められており、センターが大学の求めに応じて記述式問題及び採点基準等を提供し、一定の期日に各大学が個別選抜の一部として実施・採点する方式の導入を検討する(200～300字程度を想定)。
- 平成32年度以降、作題や採点の知見の積み重ねにより、作題の工夫、採点精度、識別力の一層の向上を図る。また、平成36年度以降は、平成32年度からの実施状況やC B T等の技術開発の状況等を踏まえつつ、更なる充実を図る。

(2) 数学

①出題の範囲

記述式問題の出題科目は、「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」とし、出題範囲は「数学Ⅰ」の内容とする。

②評価すべき能力・問題類型等

図表やグラフ・文章などを用いて考えたことを数式などで表したり、問題解決の方略などを正しく書き表したりする力などを評価する。

特に、「数学を活用した問題解決に向けて構想・見通しを立てること」に関わる能力の評価を重視する。

③出題・採点方法

- 記述式問題の作問、出題、採点はセンターにおいて行う。
- 多数の受検者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する。
- センターが記述式問題の採点結果をマークシート式問題の成績とともに大学に提供し、各大学においてその結果を活用する。

<記述式問題の導入意義>

- これまでのセンター試験では、問題解決における構想から結論に至るプロセスがあらかじめ文脈として提示され、受検者は、与えられたそのプロセスに沿って必要な数値を求めていく、「与えられた問題解決の過程を再現する力」を測る問題が中心となってきた。
また、各大学の個別選抜の問題では、いわゆる証明問題を含む問題解決のプロセス全体を問うものが多いが、個別選抜で数学が課されない入学希望者に対しては、能力の評価が「与えられた問題解決の過程を再現する力」にとどまる場合が多い。
- 数学は、科学の言葉といわれることがあるように、広い意味で言語のような役割を果たす教科であり、各教科で身に付けた知識・技能を活用して問題発見・解決をする際に重要な役割を果たす。また、「読み・書き・計算（そろばん）」などと表現されるように、数学は国語と並んで、日常生活や大学におけるあらゆる学修の基礎となる内容を学ぶ教科であるとされる。
- 中央教育審議会答申（平成26年12月）において、高等学校では、事象を式で数学的に表現することに課題があると指摘している。このため、様々な事象と数式、図表やグラフ等の数学的な表現を関連付けること（事象を基に数学的な表現を

行ったり、数学的な表現を事象に戻してその意味を考察したりすることを含む。) や、問題解決に当たって解決の方向を構想すること等を記述式問題で問うことは、高等学校における指導の改善を促すことにつながる。

<検討経緯>

○ 6(1)の<検討経緯>を参照。数学の場合、平成28年11月の時点においても、「センターが段階別表示、各大学で確認」の案のみ示していたところである。

○ 2回にわたるセンターのモニター調査(フィージビリティ検証)を通じ、大規模共通かつ一斉の選抜試験を想定した記述式問題のモデル問題の作成及び公表に向け、条件設定や採点基準、試験時間等の検証を行った。

モデル問題案は、以下の要件を満たすものとした。

ア. 後述の<評価すべき能力・問題類型等>で示す評価すべき能力測定が可能な問題であること

イ. 短期間での採点が可能な問題であること

ウ. 選抜試験であることから、客観性・公平性を確保した採点が可能な問題であること

エ. 一定の時間内で解答が可能な問題であること

モニター調査を通じ、受検者の解答パターンがある程度限定されており短期間での客観性・公平性を確保した採点が見込めること、数学全体の試験時間は70分程度で収まることなど、上記ア～エの要件等について確認することができた。今後、平成29年度に5万人規模の大規模なプレテストを実施する予定であり、上記の検証項目や採点期間等について更に検証していく。

<出題の範囲>

○ 出題科目「数学Ⅰ」及び「数学Ⅰ・A」の両方において、当面、高等学校で共通必修履修科目として設定され、記述式問題の意義が大きい「数学Ⅰ」の学習内容に関する問題で導入する。

<評価すべき能力・問題類型等>

○ 中教審において検討された数学の問題発見・解決のための思考の過程は、おおむね以下のようにになっている。

・ 「問題を数学的に捉える」(日常生活や社会の事象、数学の事象について数学的に捉える)

・ 「問題を焦点化する」(数学を活用した問題解決に向けて構想・見通しを立てる)

- ・ 「焦点化された問題を解く」(焦点化した問題を解決する)
- ・ 「結論の活用」(解決した結果について、解決過程を振り返り、得られた結果を意味づけたり、活用したりすることや、概念を形成したり、体系化したりする)

- 過去の大学入学者選抜の問題を分類すると、おおむね以下のとおりである。
 - (1) 「焦点化された問題を解くこと」(数学的に処理すること等によって、数値等の解答を得る)
 - (2) 「問題を焦点化すること」(数学的な処理を行って解決して結果を得るために数式、図表、グラフなどで表現する)
 - (3) 「問題解決するに当たって把握すべき数学的な事柄・事実や、問題解決に向けた構想を立てることなどの問題解決の方略を表現すること」
 - (4) 「問題解決のプロセス全体を表現すること」(いわゆる証明問題など)

作問検討チームでは、これらの分析を踏まえ、大規模共通試験の実現可能性等を併せて検討を行い、共通テストの記述式問題として、上記の(1)(2)に加え、(3)について条件付記述式として出題することとした。なお、数学の問題は、複数の解法が存在する場合があるため、当面は(4)は出題せず、引き続き個別選抜で問うことが望ましいとされた。

- 素材選定の工夫の例としては、次のようなものが考えられる。
 - ・ 数学的な事象を扱ったもの
 - ・ 日常生活、社会事象を扱ったもの
 - ・ 図表やグラフなどを用いて考えたことが解答の前提となる問題

<出題・採点方法>

- 問題数は3問程度とする。大問の中にマークシート式問題と記述式問題を混在して出題し、試験時間はマークシート式と合わせて70分程度とすることを想定している。
- 採点方法については、国語と同様の方式を想定している。

7. 英語の4技能評価

- 高等学校学習指導要領における英語教育の抜本改革を踏まえ、大学入学者選抜においても、「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を適切に評価するため、共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用する。
- 具体的には、以下の方法により実施する。
 - ① 資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものをセンターが認定し(以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という。)、その試験結果及びCEFR(※)の段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。

このような方式をとることにより、学習指導要領との整合性、実施場所の確保、セキュリティや信頼性等を担保するとともに、認定試験の実施団体に対し、共通テスト受検者の認定試験検定料の負担軽減方策や障害のある受検者のための環境整備策を講じることなどを促す。

※ CEFR…(Common European Framework of Reference for Languages : Learning, teaching, assessment)の略称。外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠。
 - ② 国は、活用の参考となるよう、CEFRの段階別成績表示による対照表を提示する。
 - ③ センターは、受検者の負担、高等学校教育への影響等を考慮し、高校3年の4月～12月の間の2回までの試験結果を各大学に送付することとする。
 - ④ 共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。
 - ⑤ 各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語4技能を総合的に評価するよう努める。
- なお、認定試験では対応できない受検者への対応のための共通テストの英語試験の実施については、別途検討する。

<英語4技能評価の必要性>

- グローバル化が急速に進展する中、英語によるコミュニケーション能力の向上が課題となっており、現行の高等学校学習指導要領（平成25年度～）では、授業は英語を用いて行うことを基本とし、英語4技能を総合的に育成することが求められている。

また、次期学習指導要領では、小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、外国語の能力を総合的に評価するCEFR等を参考に、段階的な「国の指標形式の目標」を設定するとともに、統合的な言語活動を一層重視することとしている。

- 大学入学者選抜においては、このような高等学校段階の「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能の総合的な育成を一層促すとともに、その能力を適切に評価できるようにすることが必要であり、このことは、グローバル人材育成の取組など、大学教育改革にも寄与することにもなる。

<資格・検定試験の活用の必要性>

- センター試験では、従来、コミュニケーション能力を重視した出題範囲の設定（平成9年度～）や、リスニングの導入（平成18年度～）等に取り組んできたが、大枠では「読む」「聞く」の能力を中心に選択式で問うものとなっている。

また、「話す」「書く」について、50万人規模での一斉実施のための環境整備等の観点から、現行のセンター試験のように、大規模、同日に一斉に試験を実施することは困難である。

- 一方、民間の資格・検定試験は、英語4技能を総合的に評価するものとして社会的に認知され、一定の評価が定着している。高等学校教育や大学の初年次教育の場でも活用が進み、推薦・AO入試を中心に大学入学者選抜にも活用されている。

(参考) ・大学生の高校生時の英語資格・検定試験の受検状況

約37%（約23万人（推計））（H27文部科学省委託調査より）

・大学入学者選抜において英語資格・検定試験を活用している大学（H27年度）

国立大学では、推薦入試17.1%、AO入試14.6%、一般入試 7.3%

私立大学では、推薦入試30.7%、AO入試21.2%、一般入試 6.4%

- 本件に関連して、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について(通知)」(平成27年3月31日文部科学省初等中等教育局長・高等教育局

長通知)においても、高等学校や大学等における資格・検定試験の活用を奨励しているところである。

さらに、最終報告でも、「民間の資格・検定試験の知見の積極的な活用の在り方なども含め検討する」とされている。

- これらを踏まえ、大学入学者選抜において、資格・検定試験を積極的に活用することにより、「話す」「書く」を含む英語4技能評価を推進することが有効である。また、このことにより、高等学校までの段階における授業の改善を促進することが期待される。

<検討経緯>

- 英語の有識者等の協力を得て英語4技能実施企画部会を設置し、専門的な検討を進めるとともに、検討・準備グループにおいても重点的に審議を行うなど、英語の資格・検定試験の活用の具体化に向けた検討を進めた。
- 公平性・公正性の観点を含め、民間の資格・検定試験の活用の実現可能性について、主な資格・検定試験団体から詳細な聞き取りなどを実施し、具体化に向けた検討を進めた。
- 関係団体、有識者等に実施方針案（文部科学省「大学入学共通テスト（仮称）実施方針（案）」（平成29年5月））を示し、意見を求めた。同時に意見募集の手続を行った。
特に、資格・検定試験を活用する場合の共通テストの英語試験の取扱いに関する以下の2案について、いずれの案とすべきかについて意見を求め、検討を行った。

《A案》

平成32年度以降、共通テストの英語試験を実施しない。英語の入学者選抜に認定試験を活用する。

《B案》

共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。

○ 上記2案に対して提出された意見としては、英語の4技能を評価することについては総論として賛同するものが多い一方で、B案としつつ共通テストとして英語試験の継続実施を強く要望する意見（全国高等学校長協会）や、共通テスト英語試験の廃止は認定試験の実施・活用状況を検証した上で判断すべきとする意見（国立大学協会）、導入時期も含め慎重な検討を促す意見（都道府県教育長協議会）など、A案に否定的で、かつ、共通テストで英語を継続して実施すべきとする意見が多かった。

○ このような意見を踏まえ、共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。

この際、英語4技能評価が、早期に多くの大学で実施されることが望ましいことから、各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語4技能を総合的に評価するよう努めるものとする。また、共通テストの出題内容について、英語4技能評価の必要性を踏まえ、必要な改善を行うとともに、その配点等のバランスについても、プレテスト等の実施を通じた検討を行うこととする。

<大学における活用の在り方>

○ 各大学の個別選抜においては、認定試験の段階別評価の結果について、例えば、

- ・ 出願資格
- ・ 試験免除
- ・ 得点加算
- ・ 総合判定の一要素

などの方法で活用することが考えられる。また、文部科学省として、活用事例を複数例示するなど活用を促していく。

成績表示は各認定試験の試験結果のほか、CEFRに対応した段階別評価により各大学に提供していく。

○ 認定試験を活用する場合は、受検者の負担に配慮してなるべく多くの認定試験を対象として活用するよう各大学に依頼する。

<資格・検定試験の認定>

○ 学習指導要領との整合性については、「認定」を通じ、認定試験と学習指導要領との対応関係を確認する。

- 採点の質については、各認定試験実施団体に、採点の質の確保に関する客観的な検証を行い、そのプロセスに関する情報を記録・公開することを求める。
あわせて、信頼性向上に対する改善努力を定期的に公表することを求める。
- 異なる資格・検定試験の結果の比較については、各認定試験実施団体に、試験問題、評価の観点、採点基準等が C E F R と対照していることを示す客観的な検証方法・結果を公表することを求める。
C E F R と各資格・検定試験との対照表の向上のための検証を継続的に実施する。

<試験結果の集約・提供>

- 現在、センターが大学に対して行っている成績提供業務の一環として、以下のとおり認定試験の結果をセンターに一元的に集約し、大学に提供する。
 - ・ 受検者は、認定試験出願時に、センターへ自らの成績を送付することを認定試験実施団体に依頼。認定試験実施団体は、依頼を受けた受検者の成績をセンターに送付。
 - ・ センターは、大学からの請求に基づき、共通テストの成績とともに認定試験の成績を大学に提供。
- これにより、
 - ①一括した成績提供による大学、受検者、認定試験実施団体の各手続の簡素化とセキュリティリスクの軽減
 - ②成績受領フォーマットの統一による大学における成績集計の事務コストの削減
 - ③センターがデータを蓄積することによる改善、様々な検証が可能となる。
- 実施場所・体制の確保
 - ・ 各認定試験について、できる限り、センター試験と同等以上の実施場所を確保できるよう、試験団体と調整を図る。また、実施期日・回数については、毎年度4月～12月の間に、全都道府県で複数回実施することを求める。
 - ・ 採点者、試験監督者等必要となる人員の質・量を確保することを求める。
(例えば、会場ごとに、認定試験団体が一定の資格を有する試験監督者等を派遣。高校教員にも協力を求める場合は、研修の実施や誓約書の提出等を求めるなど。)
 - ・ 各認定試験実施団体に、障害のある受検者への配慮として、認定試験の実施に当たり、合理的配慮として適切な手段を提供することを求める。

- ・ 資格・検定試験については、主に各試験団体において資格・検定試験に対する自己評価がなされており、また、現在、第三者機関による評価の在り方についても検討されていることから、これらの効果的な活用の在り方も検討する。

○ 検定料

- ・ 受検者の負担が極力増えないよう、大学受検者全体に対する抑制に加え、低所得者世帯の受検者等の検定料減免等の配慮を求める。

<受検期間・回数>

- 受検者の負担、高等学校教育への影響（例：早期から認定試験対策に迫られるとの懸念）の一方、受検機会の複数化の観点も考慮し、一定の回数制限を設けることが適当である。このため、各大学に送付する試験結果は、高校3年生の4月～12月の2回までとする。

有効期限の取扱いや既卒者の対応については、今後、検討する。

- なお、今後、認定試験では十分に対応できない受検者（例えば、障害のある受検者の一部など）への対応について、取扱いを検討する。

※ 認定、成績収集・提供の詳細なシステムの設計や参加要件は、本実施方針の公表後、更に高等学校・大学関係団体や資格・検定団体等との調整を進め、その後、センターが各資格・検定団体からの認定申請を受けて審査し、認定した資格・検定試験を公表する。

※ 英語以外の外国語の試験については、平成35年度までは、英語と同様、共通テストにおいて実施する。

8. マークシート式問題の見直し

○ 思考力・判断力・表現力を一層重視した作問への見直し

次期学習指導要領の方向性を踏まえ、各教科・科目の特質に応じ、より思考力・判断力・表現力を重視した作問となるよう見直しを図る。

○ 最終報告を踏まえ、マークシート式問題について、各教科・科目の特質や難易度を 含む識別力の観点も踏まえつつ、思考力・判断力・表現力等を一層重視した作問への 見直しを図るため、特に次のような点に留意して作問の工夫・改善に努める。

- ・ 出題者が問題文で示した流れに沿って解答するだけでなく、問題解決のプロセスを自ら選択しながら解答する部分が含まれるようにする
- ・ 複数のテキストや資料を提示し、必要な情報を組み合わせ思考・判断させる
- ・ 分野の異なる複数の文章の深い内容を比較検討させる
- ・ 学んだ内容を日常生活と結びつけて考えさせる
- ・ 他の教科・科目や社会との関わりを意識した内容を取り入れる
- ・ 正解が一つに限られない問題とする
- ・ 選択式でありながら複数の段階にわたる判断を要する問題とする
- ・ 正解を選択肢の中から選ばせるのではなく必要な数値や記号等をマークさせる

○ 学習指導要領の趣旨・内容との連携をよりの確に確保するとともに、評価すべき 能力や作問の構造を実際の作題に確実に反映するため、センターにおいては、高等 学校関係者や、高等学校教育の実態をよく把握している大学教員等を積極的に作問 委員として委嘱するなど、作問方針や体制の抜本的な見直しを図る。

9. 結果の表示

(1) マークシート式問題

各大学において、入学者受入れ方針に応じたきめ細かい選抜に活用できるよう、大学のニーズも踏まえつつ、現行の大学入試センター試験よりも詳細な情報を大学に提供する。

提供する情報の内容については、以下の事項を含め、今後、プレテスト等の状況も踏まえつつ検討し、平成29年度中に結論を得る。

- ・ 設問、領域、分野ごとの成績
- ・ 全受検者の中での当該受検者の成績を表す段階別表示

(2) 記述式問題

設問ごとに設定した正答の条件（形式面・内容面）への適合性を判定し、その結果を段階別で表すことなどについて検討する。

結果の表示の仕方については、国語、数学の科目特性や試験問題の構成の在り方も踏まえ、プレテスト等を通じて明確化する。

※ 上記(1)(2)に関し、大学が指定した教科・科目については、全ての問の結果の活用を求める。

- 結果表示については、テストの全体設計を踏まえた成績表示の具体的内容、項目、表示方法等について、科目特性や試験問題の構成の在り方、大学のニーズなどを踏まえつつ、段階別評価について、プレテスト等を通じて明確化していく。
 - また、各大学が、合否判定を行う際に、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づいて得点比重をかけることができるような情報を提供する。
 - 現行のセンター試験の国語における古典の取扱いとして、「近代以降の文章」「古文」「漢文」の3分野を別々に成績提供しているが、以下の点を踏まえ、今後、「国語」として一括して成績提供することを検討する。
 - ① 平成25年度からの高等学校学習指導要領では、古典を含む国語総合が、すべての高校生が共通に履修する「共通必修科目」として設定されていること。
 - ② 試験時間の不平等を解消する必要があること。
- ※古典を課さない大学の受検者の場合、「国語」の試験時間内で、大問4問中2問のみを解答すれば良いことになる。

- ③ 古文や漢文と現代文の融合問題等の作題の工夫が可能となること。
- 記述式問題について、正答の条件（形式面・内容面）への適合性を判定し、その結果を複数段階（例えば、3～5段階程度）で表示することを想定している。引き続き、プレテスト等を通じ、問題の内容等に応じて明確化する。
 - 今後、各大学が多面的・総合的な評価を実施するためには、マークシート式問題、記述式問題、英語4技能評価、調査書や面接など多様な指標を用いた選抜を行うことになることから、文部科学省において、各指標を組み合わせるための参考指針を提供する。

10. 実施期日等

- 共通テストの実施期日は、1月中旬の2日間とする。
- マークシート式問題と国語、数学の記述式問題は同一日程で、当該教科の試験時間内に実施する。
- 成績提供時期については、現行の1月末から2月初旬頃の設定から、記述式問題のプレテスト等を踏まえ、1週間程度遅らせる方向で検討する。

- 記述式問題の導入に伴い、試験実施期日を12月に早める案も検討したが、この案に対しては、全国高等学校長協会から、受検までに学習指導要領に示された学習内容を終了させることが困難であること、多様な教育活動（学校行事や部活動）を行うことが困難になることといった懸念が示された（「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の実施時期について」（平成28年10月））。
- これを踏まえ、共通テストの実施期日は、高等学校における教育活動への影響に配慮し、従来と同様の1月中旬の2日間とする。
マークシート式問題と国語、数学の記述式問題は同一日程で、当該教科の試験時間内に実施する。
- 成績提供時期については、採点期間を確保することから、プレテストの実施状況等を踏まえつつ、現行の1月末から2月初旬頃（※）から、1週間程度遅らせることを検討する。
※平成29年度入試の場合、「私立1月31日」「国公立2月2日」

11. その他

- 出題教科・科目の試験時間、実施期日・成績提供時期、実施上の配慮事項（試験場の割当て、障害等のある受検者に対する配慮、再試験・追試験の実施）、実施方法等に関する要項（時間割、検定料、成績の本人への通知等）の具体的な取扱いについては、プレテストの結果等を通じて引き続き検討し、今後、実施大綱（平成31年度初頭目途に策定・公表予定）のほか、適切な時期に順次公表する。

なお、共通テストの検定料については、英語の資格・検定試験を活用することも踏まえ、受検者の経済的負担に配慮して所要の検討を行う。

障害のある受検者に対しては、引き続き合理的な配慮を行う。

- プレテストの実施内容と今後のスケジュールは別表2のとおり。

なお、プレテストを通じて共通テストにおける試験問題の検討を行い、その検討結果を公表する。

- ※ CBTの導入については、引き続きセンターにおいて、導入に向けた調査・検証を行う。平成29年度については、問題素案の集積方法の検討及び集積等を行う。

この成果も踏まえ、平成36年度以降の複数回実施の実現可能性を検討する。

- 出題教科・科目の試験時間（記述式の問題構成を含む）、実施期日・成績提供時期、検定料、成績の本人通知の内容等は、プレテスト等の結果も踏まえ検討し、実施大綱（実施年度の前年）及び実施要項（実施年度）において示す。

- 共通テストの検定料については、記述式問題の導入に伴う負担増もあわせて勘案しながら、今後、例えば、以下のような負担の軽減策を検討する。

（例）

- ・ 認定試験による評価に移行した大学の受験のためには、共通テストの英語を受験する必要がない場合が生じることから、英語の受検をしない者について、共通テストの検定料を減額。

- ・ 低所得世帯に対する共通テストの検定料の減免制度の導入。

など

- 平成30年度に共通テストと同様の形式でプレテストを実施することを踏まえ、平成29年度は、そのための検証も含めたテストを実施する。その他、CBTの導入に向けた検討を行う。

【平成29年度】

- ・テストの実施内容等に関する検討
- ・記述式問題を含む試験問題の作成・検証・分析
- ・プレテスト用テスト実施システムの構築
- ・採点支援技術の構築・検証
- ・テストの実施・採点に向けた運営や採点の体制の構築
(記述式問題：各5万人規模、マークシート問題：各数千人規模)

【平成30年度】

- ・実施体制、採点体制等について、共通テストを想定した形式でプレテストを実施。

【平成31年度】

- ・平成30年度の実施結果を踏まえ、改善すべき内容等を把握の上、必要に応じて更にテストを実施。

- 平成32年度から共通テストを円滑かつ着実に導入する。

事務連絡
平成31年3月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄 殿
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学長（大学院大学を除く）

文部科学省高等教育局大学振興課

「大学入学共通テスト実施方針（追加分）ガイドライン」の策定について（通知）

大学入学共通テストについては、平成29年7月に「大学入学共通テスト実施方針」を策定し、平成30年8月には、実施方針で明らかにされていなかった事項につき、「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」として策定しておりましたが、このたび、運用上の方針を示したガイドラインを策定しましたのでお知らせします。

高等学校（中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。以下同じ。）を設置する国立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

なお、大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験については、大学入試センターが運営する成績提供システムにおいて、試験成績を一元的に集約・提供することとされていますが、システム参加要件の一つとして経済的に困難な受検生に対する検定料の配慮を設けており、このたび対象となる受検生の範囲や申込方法等を整理しましたので併せてお知らせします。

本件に関しては、追って文部科学省ウェブサイトにも同一資料を掲載いたします。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1414818.htm

【本件担当】

高等教育局 大学振興課 大学入試室 入試第三係
TEL：03-5253-4111（内線4905）
E-mail：gaknyusi@mext.go.jp

事務連絡
令和元年7月8日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県私立学校主管部課
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の担当部課
各国公私立大学（大学院大学を除く）

御中

文部科学省高等教育局大学振興課

大学入試センターが運営する「大学入試英語成績提供システム」
参加試験について（周知）

文部科学省では、大学入学者選抜における英語4技能評価を促進するため、現に広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を大学入学者選抜で活用する仕組みづくりを進めているところですが、この度、大学入試センターが令和2年度から運営する「大学入試英語成績提供システム」（以下「システム」という。）への参加を予定していた資格・検定試験のうち、「TOEIC® Listening & Reading Test および TOEIC® Speaking & Writing Tests」（試験実施主体：一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会）については、7月2日に参加申込みの取り下げが決定・公表されたところです。

文部科学省としては、当該公表に伴い、受験生が不利益を被ることのないよう別紙のとおり対応することとしますので、御理解と御協力をお願いします。

また、同日、「英検 2020 2days S-Interview」（試験実施主体：公益財団法人日本英語検定協会）について、受験対象を障害のある受験生に特化する方式とする旨の公表がなされたところです。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県私立学校主管部課にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当部課にあっては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

なお、以上の点を踏まえ、システムへの参加要件を満たしている資格・検定試験とCEFRとの対照表の更新版を作成しましたので、併せて周知をお願いします。

※ 本件については文部科学省ウェブサイトにも掲載しております。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1397731.htm

【本件担当】

高等教育局 大学振興課 大学入試室 入試第三係

TEL：03-5253-4111（内線4905）

E-mail：gaknyusi@mext.go.jp

「TOEIC® Listening & Reading Test および TOEIC® Speaking & Writing Tests」の参加取り下げに伴う対応とお願い

1. 大学入試英語成績提供システム（以下「システム」という。）では、高校3年の4月から12月の間の2回までの試験結果を大学に提供することを原則としていますが、「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」において、この原則に対する例外措置等を定め、本年3月に具体的な運用ガイドラインとして、「大学入学共通テスト実施方針（追加分）運用ガイドライン」を公表しています。
2. 本ガイドラインでは、今年度（2019年度）の高校2年生が「TOEIC® Listening & Reading Test および TOEIC® Speaking & Writing Tests」（以下「TOEIC」という。）を受験していた場合であって、①経済的困難者や離島・へき地に居住・通学する者で一定の成績（CEFR 対照表の B2 以上）を有する者、②受験年度に病気等のやむを得ない事情により受験できなかった者については、2021年度入学者選抜で高校2年時の試験結果を活用できることとしています。
3. TOEIC については、システムに参加しないこととなりましたが、既に TOEIC を受験された又は予定していた方に配慮し、今年度（2019年度）に受験した場合に限り、TOEIC についても例外措置として活用することができる試験として認めることとします（別添参照）。
4. そのため、高等学校においては、TOEIC の試験結果であっても「大学入学共通テスト実施方針（追加分）運用ガイドライン」で定める例外措置の対象者から例外措置適用の申込み希望があった場合は、大学入試センターが作成する手引き等で定める手続により申込みいただくようお願いします。
5. また、システムを活用する大学においては、入学志願者が不利益を被ることのないよう、大学入試センターから、例外措置が適用された TOEIC の成績が提供された場合には、大学が定める方法（出願資格や加点等）により活用いただくようお願いします。

大学入学共通テスト実施方針(追加分)

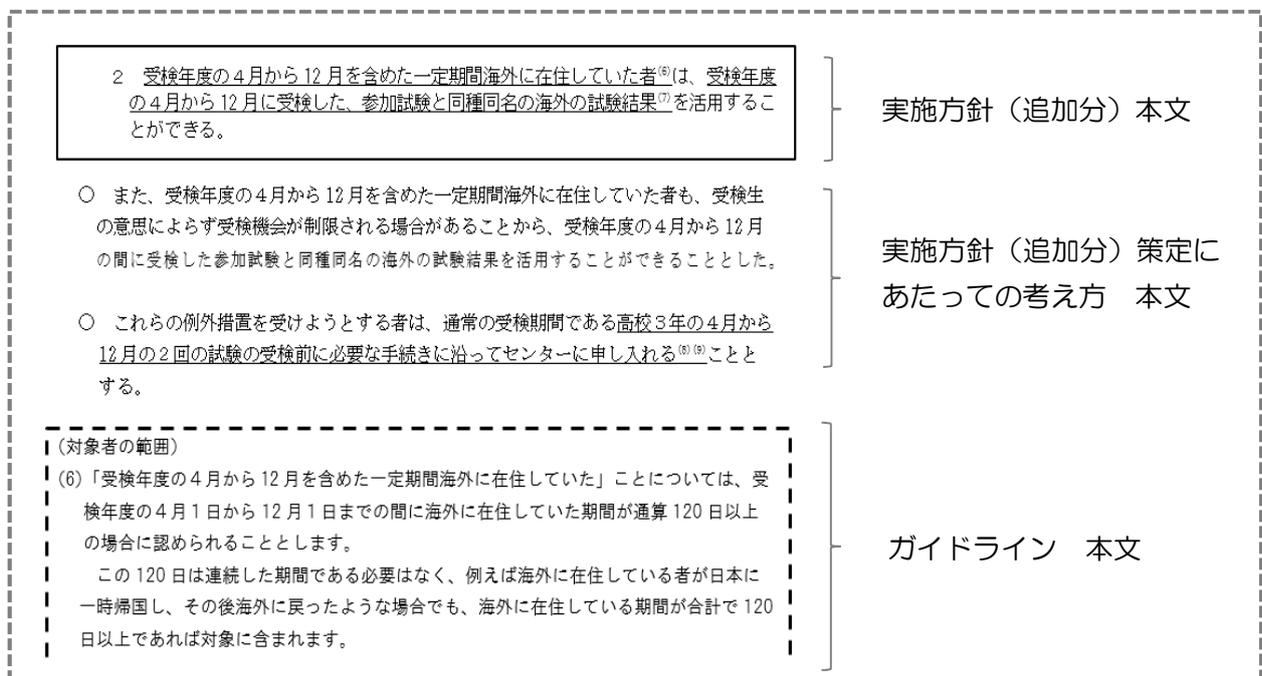
運用ガイドライン

令和元年7月8日
文部科学省高等教育局
大学振興課大学入試室

本ガイドラインは、平成30年8月10日に公表した「大学入学共通テスト実施方針(追加分)」(以下「実施方針(追加分)」という)で示した、大学入試英語成績提供システム参加試験の結果の活用にかかる例外措置について、運用上の方針を示すものです。

【本ガイドラインの構成について】

本ガイドラインは以下のとおり、実施方針(追加分)、「大学入学共通テスト実施方針(追加分)策定にあたっての考え方」(平成30年8月10日文部科学省公表)及び本ガイドラインで構成されています。



本ガイドラインの内容については、具体的な手続期限の日時、申込書(添付書類を含む。)等は今後変更することがあります。最終的な申請方法等については、大学入試センター(以下「センター」という。)が作成する手引き等でご案内することを予定しています。

大学入学共通テスト実施方針（追加分）策定に当たっての考え方

大学入学共通テスト実施方針については、平成 29 年 7 月に公表したところであるが、別途、検討が必要な内容等について、引き続き、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」検討・準備グループにおいて、検討を進めてきたところ。

このたび、検討・準備グループにおける議論等を踏まえ、大学入学共通テストの実施方針（追加分）を取りまとめた。各項目についての考え方等は以下のとおり。

大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとしており、具体的には大学入試センターにおいて、参加要件を満たしていることが確認された民間の資格・検定試験が参加する「大学入試英語成績提供システム」を新たに設ける予定である。同方針で明らかにされていなかった事項につき、次のとおり定める。

- 1 高校 2 年時に大学入試英語成績提供システム参加試験（以下「参加試験」という。）を受検し、文部科学省が公表している C E F R 対照表の B 2 以上に該当する結果を有する者で、次の①または②のいずれかの負担を軽減すべき理由があり、かつ、高校の学びに支障がないと学校長が認めた者は、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回に代えて、その結果を活用することができる。

＜負担を軽減すべき理由＞
 - ①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること
 - ②離島・へき地に居住または通学していること
- 2 受検年度の 4 月から 12 月を含めた一定期間海外に在住していた者は、受検年度の 4 月から 12 月に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができる。
- 3 病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者については、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができる。
- 4 既卒者については、受検年度の 4 月から 12 月の 2 回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果を大学の判断により活用できるよう提供できるものとする。
- 5 各大学は、障害のある受検生の試験結果について、障害の種類や程度によって不利益が生じないように取り扱うこととする。

＜追加が必要とされた経緯と理由＞

- 別紙のとおり、大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）（以下「実施方針」という。）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センター（以下「センター」という。）が確認し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとしている。

- これらを踏まえ、センターにおいて、大学入学者選抜における資格・検定試験の活用を支援するための仕組みとして設けられる「大学入試英語成績提供システム」への参加要件が取りまとめられ（平成 29 年 11 月）、申込みのあった資格・検定試験に係る参加要件の確認結果が平成 30 年 3 月に公表された。

（全項共通の事項）

「大学入試英語成績提供システム」（以下「システム」という。）に参加する英語の資格・検定試験の成績については、センターが発行する共通 I D に紐づけて管理されるため、実施方針（追加分）に示すそれぞれの例外措置の申込みの前に共通 I D の取得が必要です。

共通 I D の取得方法等については、センターが公表している「大学入試英語成績提供システム」の概要（※）をご参照ください。

なお、各例外措置として適用できる試験回数は、各措置により異なるとともに、一度なされた例外措置への申込みを取り消すことは認められませんのでご注意ください。

また、既卒者については、15 ページにあるように「受検年度の前年度の試験結果を大学の判断により活用できる」こととしていますが、共通 I D の有効期間終了後も前年の成績を活用したい場合は、共通 I D の更新手続きをとるようにしてください。

※大学入試センターウェブサイト（<https://www.dnc.ac.jp/news/20190107-01.html>）

1 高校2年時に大学入試英語成績提供システム参加試験(以下「参加試験」という。)を受検し、文部科学省が公表しているCEFR対照表のB2以上に該当する結果を有する者で、次の①または②のいずれかの負担を軽減すべき理由があり、かつ、高校の学びに支障がないと学校長が認めた者は、高校3年の4月から12月の2回に代えて、その結果を活用することができる。

＜負担を軽減すべき理由＞

①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること⁽¹⁾

②離島・へき地に居住または通学していること⁽²⁾

○ この参加試験について、大学に提供される試験結果は、受検者の負担、高等学校教育への影響や受検機会の複数化の観点も考慮し、実施方針において、高校3年の4月から12月の2回までとしているところである。

○ 参加試験の実施時期・回数については、すでに一定の成績を得た生徒について、その結果が使えないのは生徒にとって二重の負担であり、高校3年時の受検結果に代えて利用可能とすべきとの指摘もなされているところである。また、高校3年の4月から12月の2回までの試験を受検できない事情のある生徒への配慮も必要である。

○ このような指摘を踏まえ、参加試験の実施時期・回数については高校3年生の4月から12月の2回までの試験の活用を原則としつつも、高校の学びに支障がない範囲⁽³⁾で、負担を軽減すべき特別な理由がある生徒については、例外措置として、高校2年生における一部の試験結果1回分を高校3年の4月から12月の2回分に代えて活用することができることとした。

なお、2020年度に実施される2021年度大学入学者選抜については、この場合に活用が認められる試験には、参加試験と同種同名の試験⁽⁴⁾で「大学入学英語成績提供システム参加要件」に示す試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための要件を満たし、2019年度に実施される資格・検定試験を含むものとする。

ここで「高校の学びに支障がない」こと及び「負担を軽減すべき理由」については、学校長が認めることを前提とした上で、①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情がある場合や、②離島・へき地に居住または通学する場合という、負担軽減の観点から真にやむを得ない場合に限ることとする。

○ さらに、高等学校3年間の英語教育を充実したものとする観点から、通常高等学校の英語の授業を超える水準に到達していると認められる試験結果を要件とすることとし、大学入学共通テストの試行調査で検討されている難易度を踏まえ、これを「CEFRのB2以上」とする。

- この例外措置については、そもそも負担を軽減すべき特別な理由の有無に関わらず、学習指導要領に沿って英語4技能の学習を続けてきた高校生のために2年時までにおける参加試験での一定以上の成績は全て利用可能とするのが当然、との意見（日本私立中学高等学校連合会）もあったが、基本方針で定めた原則、受検者の負担や高等学校教育への影響（例：早期から資格・検定試験対策に追われるとの懸念）を考慮し、家庭や居住地に関し負担を軽減すべき事情のある生徒に限定して認めることとしたものである。

（略）

- これらの例外措置を受けようとする者は、通常の受検期間である高校3年の4月から12月の2回の試験の受検前⁽⁵⁾に必要な手続きに沿ってセンターに申し入れることとする。

（対象者の範囲）

「高等学校等に在学している者」又は「学校教育法第90条第1項の規定による高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者又は認められる見込みの者」（例：高等専門学校在学者等。以下「その他資格での申込者」という。）のうち、次の(1)又は(2)に該当するもの。（既卒者は本項の対象外であり、対象者に関する詳細は、追ってセンターが作成する手引き等でご案内いたします。）

- (1) 「非課税世帯であるなど経済的に困難」な者の範囲は、高校2年生相当^{*}に該当する学年の7月1日時点で日本国内に住民票を有し、住民税所得割非課税世帯に該当する者となります。

ただし、高校2年生に該当する学年の7月1日の時点で確認される世帯の経済状況がその後急変することも想定されるため、高校3年生に該当する学年の7月1日時点で上記範囲に当てはまることが確認できるようになった場合には、例外的に本項の活用を希望する旨を追加で申し込むことを認めることとします（申込方法については8ページを参照）。

^{*} この場合の高校2年生とは、全日制の高等学校等に在学している者の場合のことです。次の者の場合は、それぞれ読み替えてください。

- ・ 4年制の高等学校等に在学中の者 …………… 高校3年生
- ・ 中等教育学校に在学中の者 …………… 中等教育学校5年生
- ・ その他資格の者 …………… 資格・検定試験の受検年度の前年度

- (2) 「離島・へき地に居住または通学していること」の範囲は、高校3年生の4月1日時点で日本国内に住民票を有し、以下のいずれかに該当する生徒とします。

- (i) 北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の5島を除く有人島のうち、以下の島に居住又は所在する高等学校等に通学している場合
- ・「離島振興法」(昭和28年)において規定する離島振興対策実施地域
 - ・「奄美群島振興開発特別措置法」(昭和29年)における指定離島
 - ・「小笠原諸島振興開発特別措置法」(昭和44年)における指定離島
 - ・「沖縄振興特別措置法」(昭和47年)における指定離島
- (ii) 最寄りの都道府県庁舎又は人口10万人以上の市の市庁舎(いずれか近い方)までの直線距離が原則として50kmを超える高等学校等に通学している場合
- (iii) 資格・検定試験の受検年度の4月1日時点で最寄りの都道府県庁舎又は人口10万人以上の市の市庁舎(いずれか近い方)までの直線距離が原則として50kmを超える地域に居住(住民票に記載の住所を指す。)している場合

※上記(i)～(iii)の具体的な対象地域については、追ってセンターが示すリスト等でご案内いたします。

- (3) 学校長が「高校の学びに支障がない」ことを判断するにあたり、以下の点等に配慮いただくことが想定されます。
- ・ 本例外措置の対象とする生徒が、高校3年生で受検するはずの参加試験の成績に代えて、高校2年生で得た英語の資格・検定試験の成績をシステムに登録したとしても、高校3年時に英語4技能の学習を継続しなくなってしまうような恐れがないこと

<留意事項>

- ・ 本項の適用を受けられる有効期間は高等学校等在籍期間としますので、高等学校等卒業後は適用されません(既卒者については、前年度の受検結果を活用できるとしているため、本項の対象者には含まれません)。
- ・ その他資格での申込者については、本項の適用を受けられるのは一回限りとします。
- ・ 各学校におかれては、「負担を軽減すべき理由」に該当する生徒が、本例外措置を活用することを目的として、高校2年時に英語の資格・検定試験を受けるための対策を早めに始めるなど、受検準備の早期化につながらないよう留意してください。

(活用できる試験の範囲)

(4) 本項に関して、2019年度に実施され、2021年度大学入学者選抜において活用が認められる試験は以下のとおりです。

	資格・検定試験実施主体名	資格・検定試験名
		ケンブリッジ英語検定
1	Cambridge Assessment English (ケンブリッジ大学英語検定機構)	C2 Proficiency
2		C1 Advanced
3		B2 First for Schools
4		B2 First
5		B1 Preliminary for Schools
6		B1 Preliminary
7	Educational Testing Service	TOEFL iBT® Test
8	IDP:IELTS Australia	International English Language Testing System (IELTS) (対象:「アカデミック・モジュール」)
9	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会	TOEIC® Listening & Reading TestおよびTOEIC® Speaking & Writing Tests
10	株式会社ベネッセコーポレーション	GTEC (CBT)
11	公益財団法人日本英語検定協会	Test of English for Academic Purposes (TEAP)
12		Test of English for Academic Purposes Computer Based Test (TEAP CBT)
		実用英語技能検定(英検)(※)
13		準1級(対象:「英検 2020 1 day S-CBT」)
14	ブリティッシュ・カウンシル	International English Language Testing System (IELTS) (対象:「アカデミック・モジュール」)

※平成30年3月の大学入試英語成績提供システム参加要件確認結果公表時から、名称変更のあった試験
変更前:1日完結型 → 変更後:英検 2020 1 day S-CBT

<留意事項>

- ・「TOEIC® Listening & Reading Test および TOEIC® Speaking & Writing Tests」については、令和元年7月2日付けで、システムへの参加申込みが取り下げられたところですが、2019年度に受験した場合に限り、本項で定める対象者の範囲に該当する場合には、2021年度大学入学者選抜において例外措置を適用することを認めます。
- ・「英検(従来型)」、「英検CBT(準1級)」、「IELTS(ジェネラル・モジュール)」、「IELTS for UKVI」及び「Computer Delivery IELTS」は対象に含まれません。
- ・「GTEC(Advanced)」については、2019年度は参加要件9(試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための方策の公表等)を満たしていないため、対象に含まれません。
- ・本項では海外で受検した、参加試験と同種同名の試験については対象に含まれません。
- ・高校2年生の時点では、共通IDを使用して資格・検定試験を受検できないことから、本項では、共通IDを記載せずに申込み受検した試験の結果を活用できることとします。

(本項の適用を受けようとする場合の申込方法と確認方法)

(5) 本項の適用を受けようとする場合の申込方法と、申込みがあった場合の確認方法については、以下のとおりとします。なお、本項を活用するための申込みを行う時点で、既に共通IDを登録した上で申し込んだ参加試験を1回でも受検している場合には、その試験の結果がシステムに登録され、前年に受検した試験の結果は登録できません。

①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること

<A. 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、中等教育学校の生徒（以下「高等学校等の生徒」という。）>

1. 高等学校等の生徒が、在籍する学校に本項の適用を受けたい旨を申し出る。（①適用希望申込書（仮）＋②試験結果を証する書類を提出）※¹
2. 高等学校等において、当該生徒がB 2以上の試験結果となっているかを②で確認し、認定を行う。
3. 高等学校等が、総括表（学校長の発行する事情が確認できる書類）、①、及び②をセンターの定める手順に沿ってセンターへ提出。※²
4. センターが、学校に、申込みの結果を連絡。

<B. その他資格での申込者>

1. 個人が、センターに本項の適用を受けたい旨を申し出る。（①適用希望申込書（仮）＋②試験結果を証する書類をセンターの定める手順に沿って提出）※^{1・2}
2. センターが①及び②により本項の対象となるかを確認。
3. センターが、申込者本人に、申込みの結果を連絡。

※¹ 本項を申し込む前に、非課税世帯であるなど経済的に困難であることを事前に、Aにおいては高等学校等を通じて、Bにおいては直接センターに申し込む必要があります。

ただし、経済状況がその後急変した場合には、非課税世帯であるなど経済的に困難であることを事前にセンターに申し込んだ上で、本項の申込みを行う必要があります。

詳細については、センターが作成する手引き等において示します。

※² センターに成績等を提出する期間等については、センターが作成する手引き等において示します。

②離島・へき地に居住または通学していること

<A. 離島・へき地に所在する高等学校等の生徒又は、離島・へき地に居住しながら高等学校等へ通学している者>

1. 高等学校等の生徒が、在籍する学校に①試験結果を証する書類を提出。
2. 高等学校等が、総括表、共通IDの申請書類と①、学校長の発行する成績確認書類（仮）をセンターの定める手順に沿ってセンターへ提出。
3. センターが、学校に、申込みの結果を連絡。

<B. その他資格での申込者で、離島・へき地に居住する者>

1. 個人が、センターに以下の①～③の書類とともに本項の適用を受けたい旨を申し出る。
 - ①適用希望申込書（仮）
 - ②試験結果を証する書類
 - ③住民票の写し
2. センターが①～③により本項の対象となるかを確認。
3. センターが、申込者本人に、申込みの結果を連絡。

2 受検年度の4月から12月を含めた一定期間海外に在住していた者⁽⁶⁾は、受検年度の4月から12月に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果⁽⁷⁾を活用することができる。

- また、受検年度の4月から12月を含めた一定期間海外に在住していた者も、受検生の意思によらず受検機会が制限される場合があることから、受検年度の4月から12月の間に受検した参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができることとした。
- これらの例外措置を受けようとする者は、通常受検期間である高校3年の4月から12月の2回の試験の受検前に必要な手続きに沿ってセンターに申し入れる⁽⁸⁾⁽⁹⁾こととする。

(対象者の範囲)

(6) 「受検年度の4月から12月を含めた一定期間海外に在住していた」ことについては、受検年度の4月1日から12月1日までの間に海外に在住していた期間が通算120日以上の場合に認められることとします。

この120日は連続した期間である必要はなく、例えば海外に在住している者が日本に一時帰国し、その後海外に戻ったような場合でも、海外に在住している期間が合計で120日以上であれば対象に含まれます。

(活用できる試験の範囲)

(7) 本項で結果を活用できる海外の同種同名の試験は、以下のとおりです。

	資格・検定試験実施主体名	資格・検定試験名
		ケンブリッジ英語検定
1	Cambridge Assessment English (ケンブリッジ大学英語検定機構)	C2 Proficiency
2		C1 Advanced
3		B2 First for Schools
4		B2 First
5		B1 Preliminary for Schools
6		B1 Preliminary
7		A2 Key for Schools
8		A2 Key
9	Educational Testing Service	TOEFL iBT® Test
10	IDP:IELTS Australia	International English Language Testing System (IELTS) (対象:「アカデミック・モジュール」)
11		IELTS for UKVI (対象:「アカデミック・モジュール」)
12	ブリティッシュ・カウンシル	International English Language Testing System (IELTS) (対象:「アカデミック・モジュール」)
13		IELTS for UKVI (対象:「アカデミック・モジュール」)

<留意事項>

- ・「IELTS for UKVI（アカデミック・モジュール）」については、「原則として、毎年度全都道府県で実施する」という参加要件に関しては、海外での受検においては当該要件を加味する必要はないことから、「参加試験と同種同名」の試験として見做すこととします。
- ・「IELTS（ジェネラル・モジュール）」、「IELTS for UKVI（ジェネラル・モジュール）」及び「Computer Delivery IELTS」は対象に含まれません。
- ・「実用英語技能検定（英検）」については、海外においても実施されていますが、海外における実施については対象外としています。
- ・日本で受検した参加試験結果との併用も可能とします。ただしその場合は、海外で受検した参加試験と同種同名の試験と、日本で受検した参加試験をあわせて2回分までの結果を活用できることとします。（例えば日本及び海外で1回ずつ受検、又は海外で2回受検というパターンも可能です。）

（本項の適用を受けようとする場合の申込方法と確認方法）

(8) 本項の適用を受けようとする場合の申込方法と、申込みがあった場合の確認方法については、以下のとおりとします。

A. 高等学校等の生徒

1. 生徒が、在籍する高等学校等に本項の適用を受けたい旨を申し出る。（①適用希望申請書（仮）＋②試験結果を証する書類＋③海外在住期間を証する書類（詳細は以下のとおり）を提出）

【海外在住期間を証する書類】

出入国記録又はパスポートの写し

ただし、日本国籍以外の者等で上記の書類の取得が困難な場合は、国籍を保有する国の入国管理局による当該国等への120日以上在住を証明する書類（当該国の在外公館が発行した和訳又は英訳つき）又はパスポートの写し

※パスポートの写しを提出する場合、在外期間を示した部分の写しがない場合は無効とする。（なお、近年顔認証ゲートが普及し、出入国時の証印が必須ではない国が増えてきているため、審査官に忘れず押印してもらうこと。）

2. 学校において、当該生徒が(6)に該当するかどうかを確認し、認定を行う。
3. 学校が、認定書類（仮）と併せて②をセンターに提出。
4. センターが学校に、申込みの結果を連絡。

B. 上記以外の者

1. 個人が、センターに本項の適用を受けたい旨を申し出る。(①適用希望申請書(仮) + ②試験結果を証する書類 + ③海外在住期間を証する書類(詳細は以下のとおり)を提出)

【海外在住期間を証する書類】

出入国記録又はパスポートの写し

ただし、日本国籍以外の者等で上記の書類の取得が困難な場合は、国籍を保有する国の入国管理局による当該国等への120日以上在住を証明する書類(当該国の在外公館が発行した和訳又は英訳つき)又はパスポートの写し

※パスポートの写しを提出する場合、在外期間を示した部分の写しがない場合は無効とする。(なお、近年顔認証ゲートが普及し、出入国時の証印が必須ではない国が増えてきているため、審査官に忘れず押印してもらうこと。)

2. センターが③を元に対象となるかを確認。
3. センターが、申込者本人に、申込みの結果を連絡。

(本項を活用するための申込時期)

- (9) 本項の申込時期については、別途センターの作成する手引き等を参照ください。なお、本項を活用するための申込みを行う時点で、既に共通IDを登録した上で申し込んだ参加試験を2回受検している場合には、その試験の結果がシステムに登録され、海外で受検した試験の結果は登録できません。

3 病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者⁽¹⁰⁾については、受検年度の前年度の参加試験の結果⁽¹¹⁾を活用することができる。

- この他、病気等のやむを得ない事情により高校3年の4月から12月に受検できなかった場合など受検生の意思によらず受検機会を得ることができない者であって、特別に配慮すべきとされた者も、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができることとした。

(対象者の範囲)

- (10) 「病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者」については、以下の条件を満たし、かつ、受検年度にシステムに登録された試験結果が2回に満たない者とします（例えば受検前年度に1回、受検年度に1回というパターンも可能です。また、受検年度に入院した後回復し、1回受検するという場合も対象となります）。

また、各学校におかれては、「特別に配慮すべきとされた者」が、本例外措置を活用することを目的として、高校2年時に英語の資格・検定試験を受けるための対策を早め始めるなど、受検準備の早期化につながらないように留意してください。

なお、受検年度に被災した者については、災害の状況等に応じて取り得る措置を検討することとします。

- 受検年度の4月1日から12月1日までの期間中、病気やけがにより入院していた期間が通算90日以上の方

(活用できる試験の範囲)

- (11) 本項で活用する「受検年度の前年度の参加試験の結果」は、1回に限ることとします。高等学校等在学者については、前年度における参加試験の受検時にはそもそも共通IDの付与がなされていることは想定されないため、共通IDを記載せずに申込み受検した試験の結果を活用できます（既卒者の扱いについては、16ページを参照してください）。

なお、2020年度に実施される2021年度大学入学者選抜において、本項に基づき活用が認められる試験には、参加試験と同種同名の試験で「大学入試英語成績提供システム参加要件」に示す試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための要件を満たし、2019年度に実施される資格・検定試験（※次頁参照）を指すものとします。2022年度大学入学者選抜以降については、参加試験と同種同名の試験ではなく、大学入試英語成績提供システム参加要件を満たした試験を活用することとします。

※本項に関して 2019 年度に実施され、2021 年度大学入学者選抜において活用が認められる試験

	資格・検定試験実施主体名	資格・検定試験名
	Cambridge Assessment English (ケンブリッジ大学英語検定機構)	ケンブリッジ英語検定
1		C2 Proficiency
2		C1 Advanced
3		B2 First for Schools
4		B2 First
5		B1 Preliminary for Schools
6		B1 Preliminary
7		A2 Key for Schools
8	A2 Key	
9	Educational Testing Service	TOEFL iBT®Test
10	IDP:IELTS Australia	International English Language Testing System(IELTS) (対象:「アカデミック・モジュール」)
11	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会	TOEIC® Listening & Reading TestおよびTOEIC® Speaking & Writing Tests
12	株式会社ベネッセコーポレーション	GTEC (CBT)
13	公益財団法人日本英語検定協会	Test of English for Academic Purposes(TEAP)
14		Test of English for Academic Purposes Computer Based Test(TEAP CBT)
		実用英語技能検定(英検)(※)
15		準1級(対象:「英検 2020 1 day S-CBT」)
16		2級(対象:「英検 CBT」・「英検 2020 1 day S-CBT」)
17		準2級(対象:「英検 CBT」・「英検 2020 1 day S-CBT」)
18	3級(対象:「英検 CBT」・「英検 2020 1 day S-CBT」)	
19	ブリティッシュ・カウンシル	International English Language Testing System(IELTS) (対象:「アカデミック・モジュール」)

※平成30年3月の大学入試英語成績提供システム参加要件確認結果公表時から、名称変更のあった試験
 変更前: 4技能CBT → 変更後: 英検 CBT
 変更前: 1日完結型 → 変更後: 英検 2020 1 day S-CBT

<留意事項>

- ・「TOEIC® Listening & Reading Test および TOEIC® Speaking & Writing Tests」については、令和元年7月2日付けで、システムへの参加申込みが取り下げられたところですが、2019年度に受験した場合に限り、本項で定める対象者の範囲に該当する場合には、2021年度大学入学者選抜において例外措置を適用することを認めます。
- ・「英検(従来型)」、「英検CBT(準1級)」、「IELTS(ジェネラル・モジュール)」、「IELTS for UKVI」及び「Computer Delivery IELTS」は対象に含まれません。
- ・「GTEC(Advanced, Basic, Core)」については、2019年度は参加要件9(試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための方策の公表等)を満たしていないため、対象に含まれません。
- ・本項では海外で受検した、参加試験と同種同名の試験については対象に含まれません。

(本項の適用を受けようとする場合の申込方法と確認方法)

(12) 本項の適用を受けようとする場合の申込方法と、申込みがあった場合の確認方法については、以下のとおりとします。

A. 高等学校等の生徒

1. 生徒が、学校に本項の適用を受けたい旨を申し出る。(①適用希望申請書(仮) + ②対象であることの確認書類 + ③試験結果を証する書類を提出)

【確認書類】

病院が発行する入院証明書(氏名・生年月日・入院期間以外の項目は黒塗りしてもらう)あるいは氏名・生年月日・入院期間を病院が証する書類(様式任意)のいずれか

2. 学校が②により、当該生徒が本項の対象となるかを確認し、認定を行う。

3. 学校が、確認書類と併せて③をセンターに提出。

B. 上記以外の申込者

1. 受検者が、センターに本項の適用を受けたい旨を申し出る。(①適用希望申請書(仮) + ②対象であることの確認書類 + ③試験結果を証する書類を提出)

【確認書類】

病院が発行する入院証明書(氏名・生年月日・入院期間以外の項目は黒塗りしてもらう)あるいは氏名・生年月日・入院期間を病院が証する書類(様式任意)のいずれか

2. センターが②により本項の対象となるかを確認。

3. センターが、申込者本人に、申込みの結果を連絡。

(本項を活用するための申込時期)

(13) 本項の申込時期については、別途センターの作成する手引き等を参照下さい。

なお、本項を活用するための申込みを行う時点で既に共通IDを登録した上で申し込んだ参加試験を2回受検している場合には、その試験の結果がシステムに登録され、前年に受検した試験の結果は登録できません。

4 既卒者⁽¹⁴⁾については、受検年度の4月から12月の2回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果⁽¹⁵⁾を大学の判断により活用⁽¹⁶⁾できるよう提供できるものとする。

○ なお、実施方針において、今後検討するとされていた既卒者の成績については、高等学校教育への影響がないため、受検年度の4月から12月の2回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果も提供できるものとし、大学の判断により活用することができることとした。各大学においては、受検年度の結果のみ活用することも当然可能である。なお、この既卒者が受検年度または受検年度の前年度に一定期間⁽¹⁷⁾海外に在住していた場合には、当該時期に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果⁽¹⁸⁾を提供することができることとする。

(対象者の範囲)

(14) 「既卒者」は、受検年度の前年度までに大学入学資格を得た者とし、(15)に示すように、「受検年度の前年度の試験結果」がシステムに登録された者である場合に、本項の活用が可能になります。

なお、2019年度の高校3年生については、2019年度に高校を卒業し、既卒1年目となった場合、2019年度に参加試験と同種同名の試験を受検していたとしても、共通IDが付与されていないことから、受検結果はシステムに反映されません。

また、実施方針（追加分）の項目1については、既卒者は含まれませんのでご注意ください。

(活用できる試験の範囲)

(15) 「受検年度の前年度の試験結果」は、受検年度の前年度（既卒1年目の場合、高校3年生だった年度）にシステムに登録された試験結果2回分までを指すこととします。したがって、本制度導入初年度となる2020年度時点の既卒者について提供される試験結果は、当該年度に受検した2回分までとなります（2019年に受検した成績はシステムに登録されていないため、対象外となります）。

なお、本項で活用できる試験結果はシステムに登録された試験結果を指し、受検年度の前年度の1～3月に受検した試験の結果は、仮にそれが参加試験と同様に実施されたものであったとしてもシステムには登録されないため、含まれないこととなります。

また、前年度にシステムに登録されていない試験結果について、受検翌年度に事後登録することはできません。

＜既卒者であり、かつ例外措置3の適用を受けようとする場合＞

受検年度の前年度の試験結果をシステムに登録済みの者については、その試験結果（最大2回分）を当年度分の結果として活用することとします。ただし、受検年度の前年度に1回分しか試験結果がシステムに登録されていない者については、共通IDを用いずに受検した試験の成績証明書を有していたとしても、追加の登録は認めないこととします。前年度の試験結果をシステムに登録していない者については、本項は適用されません。

なお、既卒者でありながら例外措置3の適用を受けようとする場合の申込・確認方法については、前述の「(12) B」(14 ページ)と同じ方法です。

(16, 18) 「参加試験と同種同名の海外の試験結果」は、(7)と同様、以下のとおりとします。ただし、前述のとおり、2020年度時点の既卒者について提供される試験結果は当該年度に受検した2回分までとすることに合わせ、本項では、2019年度に受検した試験の結果は活用できません。

	資格・検定試験実施主体名	資格・検定試験名
		ケンブリッジ英語検定
1	Cambridge Assessment English (ケンブリッジ大学英語検定機構)	C2 Proficiency
2		C1 Advanced
3		B2 First for Schools
4		B2 First
5		B1 Preliminary for Schools
6		B1 Preliminary
7		A2 Key for Schools
8		A2 Key
9	Educational Testing Service	TOEFL iBT®Test
10	IDP:IELTS Australia	International English Language Testing System (IELTS) (対象:「アカデミック・モジュール」)
11		IELTS for UKVI (対象:「アカデミック・モジュール」)
12	ブリティッシュ・カウンシル	International English Language Testing System (IELTS) (対象:「アカデミック・モジュール」)
13		IELTS for UKVI (対象:「アカデミック・モジュール」)

＜留意事項＞

- ・「IELTS for UKVI (アカデミック・モジュール)」については、「原則として、毎年度全都道府県で実施する」という参加要件に関しては、海外での受検においては当該要件を加味する必要はないことから、「参加試験と同種同名」の試験として見做すこととします。
- ・「IELTS (ジェネラル・モジュール)」、「IELTS for UKVI (ジェネラル・モジュール)」及び「Computer Delivery IELTS」は対象に含まれません。
- ・「実用英語技能検定 (英検)」については、海外においても実施されていますが、海外における実施については対象外としています。

(17)「受検年度または受検年度の前年度に一定期間」については、「受検年度（または受検年度の前年度）の4月1日から12月1日までの間に海外に在住していた期間が通算120日以上」の場合とします。

なお、本例外措置はシステムに登録されてはじめて適用されるため、受験年度の前年度に海外に在住していた者であっても、受験前年度の時点で参加試験の結果がシステムに登録されていない限り、反映されません。

(本項の運用方法)

(19)本項の適用に関しては、既卒者の参加試験の試験結果について、受検年度の前年度の分も含めて活用するかどうかを各大学が判断の上、大学入試センターに必要回数分（例えば受検年度の2回分まで、もしくは受検年度の前年度2回分までを含めた計4回分まで）を要請することとします。

したがって、対象となる受検生は出願しようとする大学が何回分を活用する方針なのかをよく確認するようご注意ください。また、各大学においては、出願しようとする受検生が十分な検討期間を確保できるよう、事前に方針を明らかにするといった配慮をお願いします。

5 各大学は、障害のある受検生の試験結果⁽²⁰⁾について、障害の種類や程度によって不利益が生じないよう取り扱う⁽²¹⁾こととする。

- さらに、障害のある受検生については受検機会が奪われることがないよう、これらの措置に限らず、例えば、聴覚障害のある受検生のスピーキングやリスニングの参加試験の結果の扱いについて、各大学が、受検生の障害の程度を把握することなどにより、不利益が生じないようにすることとする。

(20) 障害のある受検生の試験結果の表示例については、今後、「英語4技能試験情報サイト (<http://4skills.jp/>)」に試験別に表示される予定ですのでそちらをご参照ください。

(21) 障害のある受検生に不利益が生じないような試験結果の取扱いとしては、試験結果において、免除されている技能があることを以て、出願資格を満たしていないという判断をしないといったことが想定されます。

また、現行の大学入試センター試験の英語においても、聴覚に障害のある受検生についてリスニングを免除するといった配慮が行われていますが、多くの大学ではこのような受検生のスコアを換算して扱うといった対応が取られており、各大学においては、参加試験の試験結果についてもこのような対応を検討することも期待されます。

なお、技能の免除ではなく、合理的な配慮を受けて受検した場合は、配慮を受けたことについてスコアには表示されません。

大学入試英語成績提供システム参加予定の資格・検定試験とCEFRとの対照表

文部科学省作成「各資格・検定試験とCEFRとの対照表（平成30年3月）」より令和元年7月作成

CEFR	ケンブリッジ 英語検定	実用英語技能検定 英検 CBT：2級-3級 英検2020 1day S-CBT：準1級-3級 英検2020 2days S-Interview：1級-3級	GTEC Advanced Basic Core CBT	IELTS	TEAP	TEAP CBT	TOEFL iBT
C2	230 200 (230) (210) C2 Proficiency			9.0 8.5			
C1	199 180 (190) (180) C1 Advanced	3299 2600 (3299) 2630 1級	1400 1350 (1400)	8.0 7.0	400 375	800	120 95
B2	179 160 (170) (160) B2 First / for Schools	2599 2300 (2599) 2304 準1級	1349 1190 (1280)	6.5 5.5	374 309	795 600	94 72
B1	159 140 (150) (140) B1 Preliminary / for Schools	2299 1950 (2299) 1980 2級	1189 960 (1080)	5.0 4.0	308 225	595 420	71 42
A2	139 120 (120) (120) A2 Key / for Schools	1949 1700 (1949) 1728 準2級	959 690 (840)		224 135	415 235	
A1	119 100 (100) 各試験CEFR 算出範囲	1699 1400 (1699) 1456 3級	689 270 (270)				

は各級合格スコア

※括弧内の数値は、各試験におけるCEFRとの対象関係として測定できる能力の範囲の上限と下限

- 表中の数値は各資格・検定試験の定める試験結果のスコアを指す。スコアの記載がない欄は、各資格・検定試験において当該欄に対応する能力を有していると認定できないことを意味する。
- ※ ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定及びGTECは複数の試験から構成されており、それぞれの試験がCEFRとの対照関係として測定できる能力の範囲が定められている。当該範囲を下回った場合にはCEFRの判定は行われず、当該範囲を上回った場合には当該範囲の上限に位置付けられているCEFRの判定が行われる。
- ※ 障害等のある受検生について、一部技能を免除する場合等があるが、そうした場合のCEFRとの対照関係については、各資格・検定試験実施主体において公表予定。
- ※ 実用英語技能検定における「英検2020 2days S-Interview」については、合理的配慮が必要な障害等のある受験者のみを対象としている。
- ※ TOEIC® Listening & Reading TestおよびTOEIC® Speaking & Writing Tests（一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会）は2019年7月2日に参加申込みを取り下げたため、記載していない。

各資格・検定試験とCEFRとの対照表（附属資料①）

- CEFR (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment: 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠)について

CEFRは、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい、包括的な基盤を提供するものとして、20年以上にわたる研究を経て、2001年に欧州評議会が発表した。

CEFRが示している6段階の共通参照レベルの記述は次のとおり。

熟練した 言語使用者	C2	聞いたり読んだりした、ほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構築できる。自然に、流暢かつ正確に自己表現ができる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長い文章を理解して、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。社会生活を営むため、また学問上や職業上の目的で、言葉を柔軟かつ効果的に用いることができる。複雑な話題について明確で、しっかりとした構成の、詳細な文章を作ることができる
自立した 言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文章の主要な内容を理解できる。母語話者とはお互いに緊張しないで普通にやり取りができるくらい流暢かつ自然である。幅広い話題について明確で詳細な文章を作ることができる。
	B1	仕事、学校、娯楽などで普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば、主要な点を理解できる。その言葉が話されている地域にいるときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。身近な話題や個人的に関心のある話題について、筋の通った簡単な文章を作ることができる。
基礎段階の 言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄について、単純で直接的な情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができる。自分や他人を紹介することができ、住んでいるところや、誰と知り合いであるか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりすることができる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助けが得られるならば、簡単なやり取りをすることができる。

(出典) ブリティッシュ・カウンシル、ケンブリッジ大学英語検定機構

各資格・検定試験とCEFRとの対照表（附属資料②）

■ 資格・検定試験とCEFRとの対応関係について

CEFRにおいては、各レベルに相当する能力を技能ごとに記述したディスクリプタ(※)が整理されている。資格・検定試験の試験結果をCEFRに関連付ける際には、欧州評議会が定めるルールに則り、資格・検定試験の目的・設計を前提として、その問題に正答するために必要な能力と各レベルのディスクリプタの対応関係について専門家による検証が行われている。

※ ディスクリプタとは、「私は～できる」といった形でCEFRの各レベル・技能別に行うことができる言語によるコミュニケーション活動を記述したもの。

■ 各試験の検証体制、検証方法等の概要

※ 各資格・検定試験の実施団体からの報告を文部科学省において集約

資格・検定試験 の名称	検証体制、検証方法等の概要 (各URLには、検証方法やスコアの詳細が分かる資料等が掲載)
ケンブリッジ 英語検定 A2 Key/for Schools B1 Preliminary /for Schools B2 First/for Schools C1 Advanced C2 Proficiency	<ul style="list-style-type: none"> ○ スピーキングの検証には問題作成者や試験官など経験豊富な専門家8名、ライティングの検証には、CEFRとの共通スケールを開発する2年間プロジェクトの一環で、ライティングの採点経験が豊富な問題作成者や試験官から成る専門家60名が参加。 ○ スピーキング及びライティングについてはAnalytical Judgement法(典型的及びボーダーラインにあると分類された受検者のパフォーマンスについて、CEFRの閾値を判定する方法)で得られたCEFRの閾値と各試験で設定しているCEFR閾値との間に高い一致が見られた。リーディング及びリスニングはアイテムバンキングシステム(全テスト問題が統計的手法を用いて同じスケールに一貫して関連付けられることを保証する問題作成方法)を用いて出題。 <p>http://www.cambridgeenglish.org/jp/exams-and-tests/cefr/ (CEFRとの関係、スコアの詳細が分かる資料を集約したページ)</p> <p>http://www.cambridgeenglish.org/images/23156-research-notes-37.pdf (スピーキングの検証)</p> <p>http://www.cambridgeenglish.org/images/23166-research-notes-49.pdf (ライティングの検証)</p>
実用英語 技能検定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検証には中学・高校・大学において英語指導の経験があり、英検の試験概要に理解が深い専門家が各技能12～13名参加。 ○ リーディング及びリスニングはBasket法(問題毎に正解するために最低限必要なCEFRレベルを判定する方法)及びModified Angoff法(CEFR各レベルに最低限該当する受検者がどの程度正解できるかを判定する方法)、スピーキングはBody of work法(各受検者の解答に対して該当するCEFRレベルを判定する方法)、ライティングはContrasting group法(各受検者の解答を能力値の順に並べて、CEFRレベルを判定する方法)を使用。他英語試験との相関検証等も踏まえ、各級の4技能それぞれにCEFR閾値を設定。4技能それぞれの閾値を合計するとともに、標準誤差の範囲を調整し、CEFR判定範囲を設定することにより4技能総合のCEFR閾値を設定。 <p>http://www.eiken.or.jp/eiken/group/result/ (CEFRと英検との関係性が掲載されたページ)</p> <p>https://www.eiken.or.jp/cse/ (CEFRと英検CSEスコアの関係性が掲載されたページ)</p>
GTEC	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検証には東京外国語大学を中心とした研究者6名と(一財)進学基準研究機構が参加。 ○ リーディング及びリスニングはBookmark法(問題を難易度順に並べて、CEFR各レベルに最低限該当する受検者がどの程度各問題を正解できるかを判定する方法)、スピーキング及びライティングはContrasting-group法を使用して4技能それぞれにCEFR閾値を設定。4技能それぞれの閾値を合計することにより4技能総合のCEFR閾値を設定。 <p>http://cees.or.jp/act/report.html (CEFRとGTECとの関係性が掲載されたページ)</p> <p>http://cees.or.jp/pdf/reports/2017/Standard_Setting_Report.pdf (CEFRとGTECとの関係性を示した資料)</p>

IELTS	<p>○ 検証には外国語として英語を指導する教員でかつ問題作成者と試験官としての経験も持つ19名が参加。</p> <p>○ リーディング及びリスニングはYes-No法(CEFR各レベルに最低限該当する受検者が各問題に正解できるかを判定する方法)、スピーキング及びライティングはA modified Analytical Judgement法(各受検者の解答を基に典型的なCEFRボーダーライン上にいる受検者を特定する方法)を使用。英語試験との妥当性の検討も実施し、4技能それぞれにCEFR閾値を設定。4技能それぞれの閾値を平均することにより4技能総合のCEFR閾値を設定。</p> <p>https://www.ielts.org/ielts-for-organisations/common-european-framework(CEFRとIELTSバンドの関係性を示した資料)</p>
TEAP(PBT)	<p>○ 検証には大学教員、問題作成経験者、面接官/採点者経験者等からなる専門家が各技能13名参加。</p> <p>○ リーディング及びリスニングはBookmark法、スピーキング及びライティングはContrasting group法を使用。他英語試験との相関検証等も踏まえ、4技能それぞれにCEFR閾値を設定。4技能それぞれの閾値を合計することにより4技能総合のCEFR閾値を設定。</p> <p>http://www.eiken.or.jp/teap/merit/index.html(CEFRとTEAPタスクとの関係性が掲載されたページ)</p> <p>https://www.eiken.or.jp/teap/construct/(CEFRとTEAPとの関係性が掲載されたページ)</p>
TEAP CBT	<p>○ 検証には大学教員、テスト開発担当者、面接官経験者等からなる各技能12名、全体で21名が参加。</p> <p>○ リーディング及びリスニングはYes-No法、スピーキング及びライティングはBookmark法を使用。他英語試験との相関検証等も踏まえ、4技能それぞれにCEFR閾値を設定。4技能それぞれの閾値を合計することにより4技能総合のCEFR閾値を設定。</p> <p>http://www.eiken.or.jp/teap/merit/index.html(CEFRとTEAP CBTとの関係性が掲載されたページ)</p> <p>https://www.eiken.or.jp/teap/cbt/construct/(CEFRとTEAP CBTとの関係性が掲載されたページ)</p>
TOEFL iBT	<p>○ 検証にはCEFRに精通するヨーロッパ16か国の言語スペシャリスト(英語教授法、英語学習、英語試験の専門家等)23名が参加。</p> <p>○ リーディング及びリスニングはModified Angoff法、スピーキング及びライティングはModified examinee paper selection法(各受検者の解答を基にCEFR閾値を特定する方法)を使用して4技能それぞれにCEFR閾値を設定。4技能それぞれの閾値を合計するとともに、標準誤差の範囲を調整することにより4技能総合のCEFR閾値を設定。</p> <p>https://www.ets.org/toefl/institutions/scores/compare/(TOEFL iBTテストスコアとCEFRとの関連性 / ETS Webサイト)</p> <p>https://www.cieej.or.jp/toefl/cefr.pdf(TOEFL iBTテストスコアのCEFRマッピングに関して / CIEE作成資料)</p>

大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験 検定料配慮の対象範囲等について

1. 背景

大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験については、大学入試センターが運営する英語成績提供システムにおいて、一元的に成績情報を管理することとしています。

同システムの参加要件の一つに「経済的に困難な受検生への検定料の配慮など、適切な検定料であることを公表していること」があり、各試験実施主体が検定料配慮を行うにあたり、対象となる受検生の定義をここで示します。

2. 対象者の範囲

(1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、中等教育学校の生徒（以下「高校等の生徒」という。）

高校2年生に該当する学年の7月1日時点で日本国内に住民票を有し、住民税所得割非課税世帯に該当する生徒

(2) その他資格での申込者（既卒者や高卒認定試験出願者等を含む）

受検年度の前年度の7月1日時点で日本国内に住民票を有し、住民税所得割非課税世帯に該当する生徒

3. 対象者の確認方法（※1）

(1) 高校等の生徒

- ① 生徒が、在籍する学校に「大学入試英語成績提供システム」で使用する共通IDの申請時に併せて、意思表示と証明書類（※2）の提出を行う。
- ② 各学校において、当該生徒が該当するか否かを確認・認定し、共通IDの申請書類と併せて認定書類をセンターに郵送する。
- ③ センターが学校に申込みの結果を連絡する。

(2) その他資格での申込者

- ① 個人がセンターに、「大学入試英語成績提供システム」で使用する共通IDの申請時に併せて、意思表示と証明書類（※2）の提出（郵送）を行う。
- ② センターが、当該申込者が該当するか否かを確認する。
- ③ センターが、申込者本人に、申込みの結果を連絡する

※1 具体的な手続き期限の日時、必要書類等は大学入試センターが作成する手引き等を参照すること。

※2 以下の(i)～(iii)のいずれか

(i) 生活保護(生業扶助)世帯:生活保護の受給証明書

(ii) 住民税所得割非課税世帯:住民税決定通知書、住民税納税通知書、課税(非課税)証明書

(iii) 文部科学省「高校生等奨学給付金」受給者:奨学給付金支給決定通知書の写し

4. 申請時期及び対象者の確定時期・有効期間

(1) 高校等の生徒

申請時期及び対象者の確定時期については、共通IDの申請・交付時期に合わせることにし、申請時期は2年次の11月頃、確定時期は2年次の1月頃を予定している。ただし、その後家計が急変し上記の対象者の要件を満たすこととなった場合、対象に追加する。

有効期間は共通IDの有効期間に合わせて2年とする。

(2) その他資格での申込者

申請時期及び対象者の確定時期については、共通IDの申請・交付時期に合わせることにし、申請時期は受検前年度の11月頃、確定時期は受検前年度の1月頃を予定している。ただし、その後家計が急変し上記の対象者の要件を満たすこととなった場合、対象に追加する。

有効期間は共通IDの有効期間に合わせて2年とする。

離島・へき地（通学）高等学校等一覧表

（「大学入学共通テスト実施方針（追加分）策定にあたっての考え方」

（平成30年8月10日文部科学省公表）における、「負担を軽減すべき理由」のうち、

「離島・へき地に通学」に該当する高等学校等一覧）

番号	都道府県	高等学校等名	住所
1	北海道	八雲	二海郡八雲町住初町88
2	北海道	江差	檜山郡江差町字伏木戸町460番地1
3	北海道	檜山北	久遠郡せたな町北檜山区丹羽360
4	北海道	長万部	山越郡長万部町字栄原143-1
5	北海道	松前	松前郡松前町字建石216
6	北海道	福島商業	松前郡福島町字三岳161-1
7	北海道	奥尻	奥尻郡奥尻町字赤石411-2
8	北海道	岩内	岩内郡岩内町字宮園43-1
9	北海道	寿都	寿都郡寿都町字新栄町136
10	北海道	蘭越	磯谷郡蘭越町蘭越町475番地16
11	北海道	ニセコ	虻田郡ニセコ町字富士見141番地9
12	北海道	留寿都	虻田郡留寿都村字留寿都179-1
13	北海道	真狩	虻田郡真狩村字光6
14	北海道	富良野	富良野市末広町1-1
15	北海道	名寄	名寄市字徳田204-1
16	北海道	美深	中川郡美深町字西町40
17	北海道	下川商業	上川郡下川町北町137番1
18	北海道	南富良野	空知郡南富良野町字幾寅1853-2
19	北海道	おといねっぶ美術工芸	中川郡音威子府村字音威子府181-1
20	北海道	羽幌	苫前郡羽幌町南町8
21	北海道	天塩	天塩郡天塩町字川口1464-4
22	北海道	苫前商業	苫前郡苫前町字古丹別273-4
23	北海道	遠別農業	天塩郡遠別町字北浜74
24	北海道	天売	苫前郡羽幌町大字天売字前浜100
25	北海道	稚内	稚内市栄1丁目4番1号
26	北海道	浜頓別	枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘五丁目15番地
27	北海道	枝幸	枝幸郡枝幸町北幸町529-2
28	北海道	利尻	利尻郡利尻町沓形字神居189-1
29	北海道	豊富	天塩郡豊富町字上サロベツ475
30	北海道	興部	紋別郡興部町字興部125
31	北海道	斜里	斜里郡斜里町文光町5-1
32	北海道	滝上	紋別郡滝上町字サクルー原野基線16
33	北海道	雄武	紋別郡雄武町字雄武1495
34	北海道	清里	斜里郡清里町羽衣町38
35	北海道	室蘭栄	室蘭市東町3丁目29-5
36	北海道	室蘭清水丘	室蘭市増市町2丁目6-16
37	北海道	室蘭東翔	室蘭市高砂町4丁目35-1
38	北海道	室蘭工業	室蘭市宮の森町3丁目1-1
39	北海道	伊達	伊達市竹原町44

40	北海道	虻田	虻田郡洞爺湖町高砂町127-5
41	北海道	壮瞥	有珠郡壮瞥町字滝之町235-13
42	北海道	浦河	浦河郡浦河町東町かしわ1丁目5-1
43	北海道	静内	日高郡新ひだか町静内ときわ町1丁目1-1
44	北海道	平取	沙流郡平取町本町109番地2
45	北海道	日高	沙流郡日高町松風町1丁目116-2
46	北海道	えりも	幌泉郡えりも町字新浜208-2
47	北海道	広尾	広尾郡広尾町並木通東1丁目10
48	北海道	足寄	足寄郡足寄町里見が丘5-11
49	北海道	根室	根室市牧の内146
50	北海道	根室西	根室市西浜町4丁目1
51	北海道	標津	標津郡標津町南2条西5丁目2-2
52	北海道	中標津	標津郡中標津町西6条南5丁目1
53	北海道	弟子屈	川上郡弟子屈町高栄3丁目3-20
54	北海道	羅臼	目梨郡羅臼町礼文町9-3
55	北海道	中標津農業	標津郡中標津町字計根別南2条西1丁目1-1
56	北海道	別海	野付郡別海町別海緑町70-1
57	北海道	霧多布	厚岸郡浜中町新川東2丁目41
58	北海道	静内農業	日高郡新ひだか町静内田原797
59	北海道	礼文	礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ27
60	北海道	上ノ国	檜山郡上ノ国町字大留351
61	北海道	伊達緑丘	伊達市南稀府町180番地4
62	北海道	富良野緑峰	富良野市西町1-1
63	北海道	名寄産業	名寄市西5条北5丁目1
64	北海道	紋別	紋別市南が丘町6丁目3-47
65	北海道	留萌	留萌市千鳥町4丁目91
66	北海道	今金高等養護	瀬棚郡今金町字今金454-1
67	北海道	紋別高等養護	紋別市渚滑町元新1丁目152-1
68	北海道	八雲養護	二世郡八雲町宮園町128
69	北海道	伊達高等養護	伊達市松ヶ枝町105-13
70	北海道	美深高等養護	中川郡美深町字西町25
71	北海道	中標津高等養護	標津郡中標津町東13条北7丁目15-2
72	北海道	小平高等養護	留萌郡小平町字鬼鹿田代577番地2
73	北海道	稚内養護	稚内市声問5丁目23番7号
74	北海道	紋別養護	紋別市大山町3丁目14番地
75	北海道	室蘭養護	室蘭市八丁平3丁目7番27号
76	北海道	平取養護	沙流郡平取町本町112番地7
77	北海道	稚内大谷	稚内市富岡1-1-1
78	北海道	北海道大谷室蘭	室蘭市八丁平三丁目1-1
79	北海道	海星学院	室蘭市高砂町三丁目7-7
80	青森県	田名部	むつ市海老川町6-18
81	青森県	大湊	むつ市大字大湊字大近川44-84
82	青森県	大間	下北郡大間町大字大間字大間平20-43
83	青森県	むつ工業	むつ市文京町22-7
84	青森県	六ヶ所	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎305
85	青森県	むつ養護	むつ市大字奥内字栖立場1-110
86	岩手県	大船渡	大船渡市猪川町字長洞7-1
87	岩手県	大槌	上閉伊郡大槌町大槌15-71-1
88	岩手県	山田	下閉伊郡山田町織笠8-6-2

89	岩手県	宮古	宮古市宮町二丁目1-1
90	岩手県	宮古工業	宮古市赤前1-81
91	岩手県	宮古商業	宮古市磯鶏3-5-1
92	岩手県	宮古水産	宮古市磯鶏3-9-1
93	岩手県	岩泉	下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋4
94	岩手県	宮古北	宮古市田老字八幡水神43-2
95	岩手県	久慈工業	九戸郡野田村大字野田26-62-17
96	岩手県	釜石	釜石市甲子町10-614-1
97	岩手県	大船渡東	大船渡市立根町字冷清水1-1
98	岩手県	釜石商工	釜石市大平町3-2-1
99	岩手県	宮古恵風支援	宮古市大字崎山5-88
100	岩手県	釜石祥雲支援	釜石市甲子町10-614-1
101	岩手県	気仙光陵支援	大船渡市立根町字宮田33-3
102	秋田県	花輪	鹿角市花輪字明堂長根12
103	秋田県	十和田	鹿角市十和田毛馬内字下寄熊9
104	秋田県	能代	能代市字高塙2-1
105	秋田県	能代工業	能代市盤若町3-1
106	秋田県	能代西	能代市真壁地字上野193
107	秋田県	六郷	仙北郡美郷町六郷字馬場52
108	秋田県	横手	横手市睦成字鶴谷地68
109	秋田県	横手城南	横手市根岸町2-14
110	秋田県	増田	横手市増田町増田字一本柳137
111	秋田県	雄物川	横手市雄物川町今宿字まみ袋125
112	秋田県	湯沢	湯沢市字新町27
113	秋田県	羽後	雄勝郡羽後町字大戸1
114	秋田県	二ツ井	能代市二ツ井町五千苺20-1
115	秋田県	雄勝	湯沢市下院内字小白岩197-2
116	秋田県	平成	横手市平鹿町上吉田字角掛60
117	秋田県	横手清陵学院	横手市大沢字前田147-1
118	秋田県	湯沢翔北	湯沢市湯ノ原2-1-1
119	秋田県	能代松陽	能代市緑町4-7
120	秋田県	稲川支援	湯沢市駒形町字八面寺下谷地33-2
121	秋田県	能代支援	能代市真壁地字トメキ沢135
122	秋田県	横手支援	横手市赤坂字仁坂105-1
123	山形県	小国	西置賜郡小国町大字岩井沢621
124	山形県	基督教独立学園	西置賜郡小国町大字叶水826
125	東京都	大島	大島町元町字八重の水127
126	東京都	小笠原	小笠原村父島字清瀬
127	東京都	神津	神津島村1620
128	東京都	新島	新島村本村四丁目10-1
129	東京都	八丈	八丈町大賀郷3020
130	東京都	三宅	三宅村坪田4586
131	東京都	大島海洋国際	大島町差木地字下原996-1
132	新潟県	村上(高等学校)	村上市田端町7-12
133	新潟県	村上桜ヶ丘	村上市飯野桜ヶ丘10-25
134	新潟県	佐渡(高等学校)	佐渡市石田567
135	新潟県	羽茂	佐渡市羽茂本郷410
136	新潟県	佐渡総合	佐渡市栗野江377-1
137	新潟県	荒川	村上市坂町2616番地4

138	新潟県	村上(中等教育学校)	村上市学校町6-8
139	新潟県	佐渡(中等教育学校)	佐渡市梅津1750
140	新潟県	佐渡特別支援	佐渡市下新穂88
141	新潟県	村上特別支援	村上市山居町二丁目16-29
142	石川県	穴水	鳳珠郡穴水町字由比ヶ丘い-33
143	石川県	門前	輪島市門前町広岡5-3
144	石川県	輪島	輪島市河井町18部42-2
145	石川県	飯田	珠洲市野々江町1字1
146	石川県	能登	鳳珠郡能登町字宇出津マ字106-7
147	石川県	日本航空高等学校石川	輪島市三井町洲衛9部27-7
148	岐阜県	益田清風	下呂市萩原町萩原326-1
149	岐阜県	斐太	高山市三福寺町736
150	岐阜県	飛騨高山	高山市下岡本町2000-30
151	岐阜県	高山工業	高山市千島町291
152	岐阜県	吉城	飛騨市古川町上気多1987-2
153	岐阜県	飛騨神岡	飛騨市神岡町小萱2138-2
154	岐阜県	下呂特別支援	下呂市小川432-1
155	岐阜県	飛騨吉城特別支援	飛騨市古川町片原町8-127
156	岐阜県	飛騨特別支援	高山市山田町831-44
157	岐阜県	高山西	高山市下林町353
158	三重県	尾鷲	尾鷲市古戸野町3-12
159	三重県	木本	熊野市木本町1101-4
160	三重県	紀南	南牟婁郡御浜町阿田和1960
161	三重県	特別支援学校東紀州くろしお学園	熊野市金山町2496
162	京都府	舞鶴工業高専	舞鶴市字白屋234
163	京都府	東舞鶴	舞鶴市字泉源寺766
164	京都府	西舞鶴	舞鶴市字引土145
165	京都府	大江	福知山市大江町金屋578
166	京都府	宮津	宮津市字滝馬23
167	京都府	海洋	宮津市字上司1567-1
168	京都府	加悦谷	与謝郡与謝野町字三河内810
169	京都府	峰山	京丹後市峰山町古殿1185
170	京都府	網野	京丹後市網野町網野2820
171	京都府	久美浜	京丹後市久美浜町字橋爪65
172	京都府	舞鶴支援	舞鶴市字堀4-1
173	京都府	与謝の海支援	与謝郡与謝野町字男山945
174	京都府	京都暁星	宮津市字獅子崎30
175	京都府	日星	舞鶴市字上安久381
176	兵庫県	生野	朝来市生野町真弓432-1
177	兵庫県	和田山	朝来市和田山町枚田岡376-1
178	兵庫県	家島	姫路市家島町宮1759-1
179	兵庫県	和田山特別支援	朝来市和田山町竹田1987-1
180	兵庫県	生野学園	朝来市生野町栢原字西榎淵28-2
181	奈良県	十津川	吉野郡十津川村込之上58
182	和歌山県	南部	日高郡みなべ町芝407
183	和歌山県	田辺	田辺市学園1番71号
184	和歌山県	神島	田辺市文里二丁目33-12
185	和歌山県	田辺工業	田辺市あけぼの51番1号
186	和歌山県	南紀	田辺市学園1番88号

187	和歌山県	熊野	西牟婁郡上富田町朝来670
188	和歌山県	新宮	新宮市神倉三丁目2-39
189	和歌山県	新翔	新宮市佐野1005
190	和歌山県	串本古座	東牟婁郡串本町串本1522
191	和歌山県	南紀支援	西牟婁郡上富田町岩田1787-1
192	和歌山県	はまゆう支援	西牟婁郡上富田町岩田2150
193	和歌山県	みくまの支援	新宮市蜂伏13-26
194	和歌山県	近畿大学附属新宮	新宮市新宮4966
195	島根県	矢上	邑智郡邑南町矢上3921
196	島根県	江津	江津市都野津町293
197	島根県	江津工業	江津市江津町1477
198	島根県	浜田	浜田市黒川町3749
199	島根県	浜田商業	浜田市熱田町675
200	島根県	浜田水産	浜田市瀬戸ヶ島町25-3
201	島根県	益田	益田市七尾町1-17
202	島根県	津和野	鹿足郡津和野町後田ハ12-3
203	島根県	隠岐	隠岐郡隠岐の島町有木尼寺原1
204	島根県	隠岐島前	隠岐郡海士町福井1403
205	島根県	隠岐水産	隠岐郡隠岐の島町東郷吉津2
206	島根県	益田翔陽	益田市高津3-21-1
207	島根県	益田養護	益田市横田町2120-1
208	島根県	浜田ろう	浜田市国分町342-2
209	島根県	石見養護	邑智郡邑南町中野2384-18
210	島根県	江津清和養護	江津市渡津町772
211	島根県	浜田養護	浜田市国分町342-2
212	島根県	隠岐養護	隠岐郡隠岐の島町城北町363
213	島根県	石見智翠館	江津市渡津町1904-1
214	島根県	明誠	益田市三宅町7-37
215	島根県	益田東	益田市染羽町1番24号
216	島根県	キリスト教愛真	江津市浅利町1826-1
217	岡山県	健康の森学園支援	新見市哲多町大野2034-5
218	岡山県	岡山県共生	新見市新見2032-4
219	広島県	広島商船高専	豊田郡大崎上島町東野4272-1
220	広島県	東城	庄原市東城町川西476-2
221	広島県	西城紫水	庄原市西城町西城345
222	広島県	庄原実業	庄原市西本町一丁目24-34
223	広島県	庄原格致	庄原市三日市町515
224	広島県	大崎海星	豊田郡大崎上島町中野3989-1
225	広島県	広島叡智学園	豊田郡大崎上島町大串3137-2
226	広島県	庄原特別支援	庄原市三日市町5004-44
227	徳島県	海部	海部郡海陽町大里字古畑58-2
228	香川県	小豆島中央	小豆郡小豆島町蒲生甲1001
229	愛媛県	弓削商船高専	越智郡上島町弓削下弓削1000
230	愛媛県	弓削	越智郡上島町弓削明神305
231	愛媛県	八幡浜	八幡浜市松柏丙654
232	愛媛県	八幡浜工業	八幡浜市古町二丁目3-1
233	愛媛県	川之石	八幡浜市保内町川之石一番耕地112
234	愛媛県	三崎	西宇和郡伊方町三崎511
235	愛媛県	三瓶	西予市三瓶町津布理3463

236	愛媛県	宇和	西予市宇和町卯之町四丁目190-1
237	愛媛県	野村	西予市野村町阿下6-2
238	愛媛県	宇和島東	宇和島市文京町1-1
239	愛媛県	宇和島水産	宇和島市明倫町1-2-20
240	愛媛県	吉田	宇和島市吉田町北小路甲10
241	愛媛県	三間	宇和島市三間町戸雁764-3
242	愛媛県	北宇和	北宇和郡鬼北町大字近永942
243	愛媛県	津島	宇和島市津島町高田甲2469-1
244	愛媛県	南宇和	南宇和郡愛南町御荘平城3269
245	愛媛県	宇和島南	宇和島市文京町5-1
246	愛媛県	宇和特別支援	西予市宇和町永長1287-1
247	高知県	室戸	室戸市室津221
248	高知県	禰原	高岡郡禰原町禰原1262
249	高知県	窪川	高岡郡四万十町北琴平町6-1
250	高知県	四万十	高岡郡四万十町大正590-1
251	高知県	中村	四万十市中村丸の内24
252	高知県	幡多農業	四万十市古津賀3711
253	高知県	宿毛	宿毛市与市明5-82
254	高知県	宿毛工業	宿毛市平田町戸内2272-2
255	高知県	清水	土佐清水市加久見893-1
256	高知県	大方	幡多郡黒潮町入野5507
257	高知県	中村特別支援	四万十市古津賀3091
258	長崎県	北松西	北松浦郡小値賀町笛吹郷2657-3
259	長崎県	宇久	佐世保市宇久町平1042
260	長崎県	五島	五島市池田町1-1
261	長崎県	五島南	五島市岐宿町川原3487
262	長崎県	上五島	南松浦郡新上五島町浦桑郷306
263	長崎県	中五島	南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷162-1
264	長崎県	壱岐	壱岐市郷ノ浦町片原触88
265	長崎県	壱岐商業	壱岐市勝本町新城西触282
266	長崎県	対馬	対馬市巖原町東里120
267	長崎県	上対馬	対馬市上対馬町大浦230
268	長崎県	豊玉	対馬市豊玉町仁位1331-2
269	長崎県	五島海陽	五島市坂の上1丁目6-1
270	長崎県	奈留	五島市奈留町浦1246-2
271	熊本県	牛深	天草市久玉町1216-5
272	熊本県	勇志国際	天草市御所浦町牧島1065-3
273	鹿児島県	野田女子	出水市野田町下名5454
274	鹿児島県	出水	出水市西出水町1700
275	鹿児島県	出水工業	出水市五万石町358
276	鹿児島県	屋久島	熊本郡屋久島町宮之浦2479-1
277	鹿児島県	大島	奄美市名瀬安勝町7-1
278	鹿児島県	奄美	奄美市名瀬古田町1-1
279	鹿児島県	大島北	奄美市笠利町中金久356
280	鹿児島県	古仁屋	大島郡瀬戸内町古仁屋399-1
281	鹿児島県	喜界	大島郡喜界町赤連2536
282	鹿児島県	沖永良部	大島郡知名町余多241
283	鹿児島県	与論	大島郡与論町茶花1234-1
284	鹿児島県	出水商業	出水市明神町200

285	鹿児島県	鶴翔	阿久根市赤瀬川1800
286	鹿児島県	徳之島	大島郡徳之島町亀津784
287	鹿児島県	種子島	西之表市西之表9607-1
288	鹿児島県	種子島中央	熊毛郡中種子町野間4258-1
289	鹿児島県	中種子養護	熊毛郡中種子町野間6584-4
290	鹿児島県	出水養護	出水市文化町966
291	鹿児島県	大島養護	大島郡龍郷町芦徳1912-1
292	鹿児島県	出水中央	出水市西出水町448
293	鹿児島県	樟南第二	大島郡天城町天城297
294	鹿児島県	屋久島おおぞら	熊毛郡屋久島町平内34番地2
295	沖縄県	久米島	島尻郡久米島町字嘉手苺727
296	沖縄県	宮古	宮古島市平良字西里718-1
297	沖縄県	八重山	石垣市字登野城275
298	沖縄県	宮古工業	宮古島市平良字東仲宗根968-4
299	沖縄県	八重山農林	石垣市字大川477-1
300	沖縄県	八重山商工	石垣市字真栄里180
301	沖縄県	伊良部	宮古島市伊良部字前里添1079-1
302	沖縄県	宮古総合実業	宮古島市平良字下里280
303	沖縄県	宮古特別支援	宮古島市平良字狩俣4005-1
304	沖縄県	八重山特別支援	石垣市字宮良77

離島（居住）一覧表

（「大学入学共通テスト実施方針（追加分）策定にあたっての考え方」

（平成30年8月10日文科科学省公表）における、「負担を軽減すべき理由」のうち、「離島に居住」に該当する離島一覧）

番号	都道府県	市町村	島名
1	北海道	礼文町	礼文島
2	北海道	利尻町	利尻島
3	北海道	利尻富士町	利尻島
4	北海道	羽幌町	焼尻島
5	北海道	羽幌町	天売島
6	北海道	奥尻町	奥尻島
7	北海道	厚岸町	小島
8	宮城県	気仙沼市	大島
9	宮城県	女川町	出島
10	宮城県	女川町	江島
11	宮城県	石巻市	網地島
12	宮城県	石巻市	田代島
13	宮城県	塩竈市	寒風沢島
14	宮城県	塩竈市	野々島
15	宮城県	塩竈市	桂島
16	宮城県	塩竈市	朴島
17	山形県	酒田市	飛島
18	東京都	大島町	大島
19	東京都	利島村	利島
20	東京都	新島村	新島
21	東京都	新島村	式根島
22	東京都	神津島村	神津島
23	東京都	三宅村	三宅島
24	東京都	御蔵島村	御蔵島
25	東京都	八丈町	八丈島
26	東京都	青ヶ島村	青ヶ島
27	新潟県	粟島浦村	粟島
28	新潟県	佐渡市	佐渡島
29	石川県	輪島市	舳倉島
30	静岡県	熱海市	初島

31	愛知県	西尾市	佐久島
32	愛知県	南知多町	日間賀島
33	愛知県	南知多町	篠島
34	三重県	鳥羽市	神島
35	三重県	鳥羽市	答志島
36	三重県	鳥羽市	管島
37	三重県	鳥羽市	坂手島
38	三重県	志摩市	渡鹿野島
39	三重県	志摩市	間崎島
40	滋賀県	近江八幡市	沖島
41	兵庫県	南あわじ市	沼島
42	兵庫県	姫路市	男鹿島
43	兵庫県	姫路市	家島
44	兵庫県	姫路市	坊勢島
45	兵庫県	姫路市	西島
46	島根県	隠岐の島町	島後
47	島根県	海士町	中ノ島
48	島根県	西ノ島町	西ノ島
49	島根県	知夫村	知夫里島
50	岡山県	備前市	大多府島
51	岡山県	備前市	鴻島
52	岡山県	瀬戸内市	前島
53	岡山県	岡山市	犬島
54	岡山県	玉野市	石島
55	岡山県	倉敷市	松島
56	岡山県	倉敷市	六口島
57	岡山県	笠岡市	高島
58	岡山県	笠岡市	白石島
59	岡山県	笠岡市	北木島
60	岡山県	笠岡市	真鍋島
61	岡山県	笠岡市	小飛島
62	岡山県	笠岡市	大飛島
63	岡山県	笠岡市	六島
64	広島県	福山市	走島
65	広島県	尾道市	百島
66	広島県	尾道市	細島
67	広島県	三原市	佐木島
68	広島県	三原市	小佐木島
69	広島県	大崎上島町	生野島
70	広島県	大崎上島町	大崎上島

71	広島県	大崎上島町	長島
72	広島県	呉市	三角島
73	広島県	呉市	斎島
74	広島県	呉市	情島
75	広島県	大竹市	阿多田島
76	広島県	広島市	似島
77	山口県	岩国市	端島
78	山口県	岩国市	柱島
79	山口県	岩国市	黒島
80	山口県	周防大島町	情島
81	山口県	周防大島町	浮島
82	山口県	周防大島町	前島
83	山口県	周防大島町	笠佐島
84	山口県	柳井市	平郡島
85	山口県	田布施町	馬島
86	山口県	平生町	佐合島
87	山口県	上関町	祝島
88	山口県	上関町	八島
89	山口県	光市	牛島
90	山口県	周南市	大津島
91	山口県	防府市	野島
92	山口県	下関市	蓋井島
93	山口県	下関市	六連島
94	山口県	萩市	見島
95	山口県	萩市	大島
96	山口県	萩市	櫃島
97	山口県	萩市	相島
98	徳島県	阿南市	伊島
99	徳島県	牟岐町	出羽島
100	香川県	小豆島町	小豆島
101	香川県	土庄町	小豆島
102	香川県	土庄町	沖之島
103	香川県	土庄町	小豊島
104	香川県	土庄町	豊島
105	香川県	直島町	直島
106	香川県	直島町	屏風島
107	香川県	直島町	向島
108	香川県	高松市	男木島
109	香川県	高松市	女木島
110	香川県	高松市	大島

111	香川県	坂出市	櫃石島
112	香川県	坂出市	岩黒島
113	香川県	坂出市	与島
114	香川県	坂出市	小与島
115	香川県	丸亀市	本島
116	香川県	丸亀市	牛島
117	香川県	丸亀市	広島
118	香川県	丸亀市	手島
119	香川県	丸亀市	小手島
120	香川県	多度津町	佐柳島
121	香川県	多度津町	高見島
122	香川県	三豊市	粟島
123	香川県	三豊市	志々島
124	香川県	観音寺市	伊吹島
125	愛媛県	上島町	高井神島
126	愛媛県	上島町	魚島
127	愛媛県	上島町	弓削島
128	愛媛県	上島町	佐島
129	愛媛県	上島町	生名島
130	愛媛県	上島町	岩城島
131	愛媛県	上島町	赤穂根島
132	愛媛県	今治市	鵜島
133	愛媛県	今治市	津島
134	愛媛県	今治市	大下島
135	愛媛県	今治市	小大下島
136	愛媛県	今治市	小島
137	愛媛県	今治市	来島
138	愛媛県	今治市	馬島
139	愛媛県	今治市	比岐島
140	愛媛県	新居浜市	大島
141	愛媛県	松山市	安居島
142	愛媛県	松山市	興居島
143	愛媛県	松山市	野忽那島
144	愛媛県	松山市	睦月島
145	愛媛県	松山市	中島
146	愛媛県	松山市	怒和島
147	愛媛県	松山市	津和地島
148	愛媛県	松山市	二神島
149	愛媛県	松山市	釣島
150	愛媛県	大洲市	青島

151	愛媛県	八幡浜市	大島
152	愛媛県	宇和島市	嘉島
153	愛媛県	宇和島市	戸島
154	愛媛県	宇和島市	日振島
155	愛媛県	宇和島市	竹ヶ島
156	高知県	宿毛市	沖の島
157	高知県	宿毛市	鵜来島
158	福岡県	北九州市	馬島
159	福岡県	北九州市	藍島
160	福岡県	宗像市	地島
161	福岡県	宗像市	大島
162	福岡県	新宮町	相島
163	福岡県	福岡市	玄界島
164	福岡県	福岡市	小呂島
165	福岡県	糸島市	姫島
166	佐賀県	唐津市	高島
167	佐賀県	唐津市	神集島
168	佐賀県	唐津市	小川島
169	佐賀県	唐津市	加唐島
170	佐賀県	唐津市	松島
171	佐賀県	唐津市	馬渡島
172	佐賀県	唐津市	向島
173	長崎県	対馬市	対馬島
174	長崎県	対馬市	海栗島
175	長崎県	対馬市	泊島
176	長崎県	対馬市	赤島
177	長崎県	対馬市	沖ノ島
178	長崎県	対馬市	島山島
179	長崎県	壱岐市	壱岐島
180	長崎県	壱岐市	若宮島
181	長崎県	壱岐市	原島
182	長崎県	壱岐市	長島
183	長崎県	壱岐市	大島
184	長崎県	松浦市	黒島
185	長崎県	松浦市	青島
186	長崎県	松浦市	飛島
187	長崎県	平戸市	大島
188	長崎県	平戸市	度島
189	長崎県	平戸市	高島
190	長崎県	佐世保市	宇久島

191	長崎県	佐世保市	寺島
192	長崎県	小値賀町	六島
193	長崎県	小値賀町	野崎島
194	長崎県	小値賀町	納島
195	長崎県	小値賀町	小値賀島
196	長崎県	小値賀町	黒島
197	長崎県	小値賀町	大島
198	長崎県	小値賀町	斑島
199	長崎県	佐世保市	高島
200	長崎県	佐世保市	黒島
201	長崎県	新上五島町	中通島
202	長崎県	新上五島町	頭ヶ島
203	長崎県	新上五島町	桐ノ小島
204	長崎県	新上五島町	若松島
205	長崎県	新上五島町	日ノ島
206	長崎県	新上五島町	有福島
207	長崎県	新上五島町	漁生浦島
208	長崎県	五島市	奈留島
209	長崎県	五島市	前島
210	長崎県	五島市	久賀島
211	長崎県	五島市	蕨小島
212	長崎県	五島市	椛島
213	長崎県	五島市	福江島
214	長崎県	五島市	赤島
215	長崎県	五島市	黄島
216	長崎県	五島市	黒島
217	長崎県	五島市	島山島
218	長崎県	五島市	嵯峨島
219	長崎県	西海市	江島
220	長崎県	西海市	平島
221	長崎県	西海市	松島
222	長崎県	長崎市	池島
223	長崎県	長崎市	高島
224	熊本県	上天草市	湯島
225	熊本県	上天草市	中島
226	熊本県	天草市	横浦島
227	熊本県	天草市	牧島
228	熊本県	天草市	御所浦島
229	熊本県	天草市	横島
230	大分県	姫島村	姫島

231	大分県	津久見市	地無垢島
232	大分県	津久見市	保戸島
233	大分県	佐伯市	大入島
234	大分県	佐伯市	大島
235	大分県	佐伯市	屋形島
236	大分県	佐伯市	深島
237	宮崎県	延岡市	島野浦島
238	宮崎県	日南市	大島
239	宮崎県	串間市	築島
240	鹿児島県	長島町	獅子島
241	鹿児島県	出水市	桂島
242	鹿児島県	薩摩川内市	上甑島
243	鹿児島県	薩摩川内市	中甑島
244	鹿児島県	薩摩川内市	下甑島
245	鹿児島県	鹿児島市	新島
246	鹿児島県	西之表市	種子島
247	鹿児島県	中種子町	種子島
248	鹿児島県	南種子町	種子島
249	鹿児島県	西之表市	馬毛島
250	鹿児島県	屋久島町	屋久島
251	鹿児島県	屋久島町	口永良部島
252	鹿児島県	三島村	竹島
253	鹿児島県	三島村	硫黄島
254	鹿児島県	三島村	黒島
255	鹿児島県	十島村	口之島
256	鹿児島県	十島村	中之島
257	鹿児島県	十島村	諏訪之瀬島
258	鹿児島県	十島村	平島
259	鹿児島県	十島村	悪石島
260	鹿児島県	十島村	子宝島
261	鹿児島県	十島村	宝島
262	鹿児島県	奄美市	奄美大島
263	鹿児島県	龍郷町	奄美大島
264	鹿児島県	大和村	奄美大島
265	鹿児島県	宇検村	奄美大島
266	鹿児島県	瀬戸内町	奄美大島
267	鹿児島県	瀬戸内町	加計呂麻島
268	鹿児島県	瀬戸内町	請島
269	鹿児島県	瀬戸内町	与路島
270	鹿児島県	喜界町	喜界島

271	鹿児島県	天城町	徳之島
272	鹿児島県	徳之島町	徳之島
273	鹿児島県	伊仙町	徳之島
274	鹿児島県	知名町	沖永良部島
275	鹿児島県	和泊町	沖永良部島
276	鹿児島県	与論町	与論島
277	東京都	小笠原村	父島
278	東京都	小笠原村	母島
279	沖縄県	伊平屋村	伊平屋島
280	沖縄県	伊平屋村	野甫島
281	沖縄県	伊是名村	伊是名島
282	沖縄県	伊江村	伊江島
283	沖縄県	本部町	水納島
284	沖縄県	うるま市	津堅島
285	沖縄県	南城市	久高島
286	沖縄県	粟国村	粟国島
287	沖縄県	渡名喜村	渡名喜島
288	沖縄県	座間味村	座間味島
289	沖縄県	座間味村	阿嘉島
290	沖縄県	座間味村	慶留間島
291	沖縄県	渡嘉敷村	渡嘉敷島
292	沖縄県	久米島町	久米島
293	沖縄県	久米島町	奥武島
294	沖縄県	北大東村	北大東島
295	沖縄県	南大東村	南大東島
296	沖縄県	宮古島市	宮古島
297	沖縄県	宮古島市	池間島
298	沖縄県	宮古島市	大神島
299	沖縄県	宮古島市	来間島
300	沖縄県	宮古島市	伊良部島
301	沖縄県	宮古島市	下地島
302	沖縄県	多良間村	多良間島
303	沖縄県	多良間村	水納島
304	沖縄県	石垣市	石垣島
305	沖縄県	竹富町	竹富島
306	沖縄県	竹富町	西表島
307	沖縄県	竹富町	鳩間島
308	沖縄県	竹富町	由布島
309	沖縄県	竹富町	小浜島
310	沖縄県	竹富町	黒島

311	沖縄県	竹富町	新城島(上地)
312	沖縄県	竹富町	新城島(下地)
313	沖縄県	竹富町	波照間島
314	沖縄県	竹富町	嘉弥真島
315	沖縄県	与那国町	与那国島

へき地（居住）一覧表

（「大学入学共通テスト実施方針（追加分）策定にあたっての考え方」

（平成30年8月10日文科科学省公表）における、「負担を軽減すべき理由」のうち、「へき地に居住」に該当するへき地市町村一覧）

番号	都道府県	市町村
1	北海道	室蘭市
2	北海道	留萌市
3	北海道	稚内市
4	北海道	紋別市
5	北海道	名寄市
6	北海道	根室市
7	北海道	富良野市
8	北海道	伊達市
9	北海道	松前町
10	北海道	福島町
11	北海道	八雲町
12	北海道	長万部町
13	北海道	江差町
14	北海道	上ノ国町
15	北海道	乙部町
16	北海道	奥尻町
17	北海道	今金町
18	北海道	せたな町
19	北海道	島牧村
20	北海道	寿都町
21	北海道	黒松内町
22	北海道	蘭越町
23	北海道	ニセコ町
24	北海道	真狩村
25	北海道	留寿都村
26	北海道	岩内町
27	北海道	南富良野町
28	北海道	占冠村
29	北海道	下川町
30	北海道	美深町
31	北海道	音威子府村

32	北海道	中川町
33	北海道	増毛町
34	北海道	小平町
35	北海道	苫前町
36	北海道	羽幌町
37	北海道	初山別村
38	北海道	遠別町
39	北海道	天塩町
40	北海道	猿払村
41	北海道	浜頓別町
42	北海道	中頓別町
43	北海道	枝幸町
44	北海道	豊富町
45	北海道	礼文町
46	北海道	利尻町
47	北海道	利尻富士町
48	北海道	幌延町
49	北海道	斜里町
50	北海道	清里町
51	北海道	滝上町
52	北海道	興部町
53	北海道	西興部村
54	北海道	雄武町
55	北海道	豊浦町
56	北海道	壮瞥町
57	北海道	洞爺湖町
58	北海道	平取町
59	北海道	新冠町
60	北海道	浦河町
61	北海道	様似町
62	北海道	えりも町
63	北海道	新ひだか町
64	北海道	広尾町
65	北海道	足寄町
66	北海道	浜中町
67	北海道	弟子屈町
68	北海道	別海町
69	北海道	中標津町
70	北海道	標津町

71	北海道	羅臼町
72	青森県	むつ市
73	青森県	横浜町
74	青森県	六ヶ所村
75	青森県	大間町
76	青森県	東通村
77	青森県	風間浦村
78	青森県	佐井村
79	岩手県	宮古市
80	岩手県	大船渡市
81	岩手県	釜石市
82	岩手県	大槌町
83	岩手県	山田町
84	岩手県	岩泉町
85	岩手県	田野畑村
86	岩手県	普代村
87	岩手県	野田村
88	秋田県	能代市
89	秋田県	横手市
90	秋田県	湯沢市
91	秋田県	鹿角市
92	秋田県	美郷町
93	秋田県	羽後町
94	山形県	小国町
95	福島県	檜枝岐村
96	福島県	浪江町
97	東京都	大島町
98	東京都	利島村
99	東京都	新島村
100	東京都	神津島村
101	東京都	三宅村
102	東京都	御蔵島村
103	東京都	八丈町
104	東京都	青ヶ島村
105	東京都	小笠原村
106	新潟県	村上市
107	新潟県	佐渡市
108	新潟県	湯沢町
109	新潟県	関川村

110	新潟県	粟島浦村
111	石川県	輪島市
112	石川県	珠洲市
113	石川県	穴水町
114	石川県	能登町
115	福井県	高浜町
116	福井県	おおい町
117	岐阜県	高山市
118	岐阜県	飛騨市
119	岐阜県	下呂市
120	三重県	尾鷲市
121	三重県	熊野市
122	三重県	御浜町
123	三重県	紀宝町
124	京都府	舞鶴市
125	京都府	宮津市
126	京都府	京丹後市
127	京都府	伊根町
128	京都府	与謝野町
129	兵庫県	朝来市
130	奈良県	十津川村
131	奈良県	下北山村
132	和歌山県	田辺市
133	和歌山県	新宮市
134	和歌山県	みなべ町
135	和歌山県	白浜町
136	和歌山県	上富田町
137	和歌山県	すさみ町
138	和歌山県	那智勝浦町
139	和歌山県	太地町
140	和歌山県	古座川町
141	和歌山県	北山村
142	和歌山県	串本町
143	島根県	浜田市
144	島根県	益田市
145	島根県	江津市
146	島根県	邑南町
147	島根県	津和野町
148	島根県	海士町

149	島根県	西ノ島町
150	島根県	知夫村
151	島根県	隠岐の島町
152	広島県	庄原市
153	徳島県	海陽町
154	愛媛県	宇和島市
155	愛媛県	八幡浜市
156	愛媛県	西予市
157	愛媛県	伊方町
158	愛媛県	松野町
159	愛媛県	鬼北町
160	愛媛県	愛南町
161	高知県	室戸市
162	高知県	宿毛市
163	高知県	土佐清水市
164	高知県	四万十市
165	高知県	東洋町
166	高知県	北川村
167	高知県	馬路村
168	高知県	梶原町
169	高知県	四万十町
170	高知県	大月町
171	高知県	三原村
172	高知県	黒潮町
173	長崎県	対馬市
174	長崎県	五島市
175	長崎県	小値賀町
176	長崎県	新上五島町
177	鹿児島県	阿久根市
178	鹿児島県	出水市
179	鹿児島県	西之表市
180	鹿児島県	奄美市
181	鹿児島県	長島町
182	鹿児島県	中種子町
183	鹿児島県	南種子町
184	鹿児島県	屋久島町
185	鹿児島県	大和村
186	鹿児島県	宇検村
187	鹿児島県	瀬戸内町

188	鹿児島県	龍郷町
189	鹿児島県	喜界町
190	鹿児島県	徳之島町
191	鹿児島県	天城町
192	鹿児島県	伊仙町
193	鹿児島県	和泊町
194	鹿児島県	知名町
195	鹿児島県	与論町
196	沖縄県	石垣市
197	沖縄県	宮古島市
198	沖縄県	国頭村
199	沖縄県	粟国村
200	沖縄県	渡名喜村
201	沖縄県	南大東村
202	沖縄県	北大東村
203	沖縄県	伊平屋村
204	沖縄県	伊是名村
205	沖縄県	久米島町
206	沖縄県	多良間村
207	沖縄県	竹富町
208	沖縄県	与那国町